

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 8 . 3 . 1 4)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成17年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成18年3月14日

午前10時03分開会

- 委員長（音喜多委員） 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第48号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

本日は、73ページ、4目ごみ処理費から進めてまいりたいと思います。

4目ごみ処理費。ございませんか。

1番。

- 室崎委員 ごみの収集に関して、今、厚岸町は非常に進んだといいますか、非常にきっちりした分別を行って、ごみを各家庭が出す、それを収集するという体制をとっていますよね。これは厚岸が誇りにする、非常に進んだ政策であると私は評価しているんですが、ただ現実には、その分別をきちんと守っている人がほとんどなんですが、そうでない者がままだと見受けられるという話をちょこちょこ耳にするんです。それから、やっぱり非常に熱心な地区とそうでない地区、ふけさめがあるようなので、そのあたり、どのように現状をつかんで、どのような指導をなさっているのかご説明をいただきたいわけです。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

分別収集の実態につきましては、収集している業者からの声として聞いてございます。分別収集を始めた当初は、例えば資源ごみ、それから燃えないごみ、燃えるごみと、大まかに言うとまだあるんですけども、そういった大まかな3つの区分の中で、資源ごみに入るべきものが燃えないごみに入っているだとか、それから燃えるべきごみが燃えないごみに入っているだとか、そういう混在されているごみがあると。厳しく現場で、例えばこれは引き取れないとかそういう状況を余り続けてしまうと、ごみがそこに堆積してしまって難しい面もあると。ただ、現場的には、余りひどいときには、そういうきちんとした分別をしていただきたいというお話は、現場的にはしていただいています。

そういった中で、きちんとしているところがほとんどでありますけれども、一部の中にそういった混在しているごみがまじっているという現状もあるということでございます。

そういうことに対して、どういう指導をとということでございますが、直接的には収集する委託業者の現場での指導ということをお願いしております。それから、広報あつしなどを通じて分別をお願いすると。それから、去年の春に新たに分別収集する大きなパンフレットのものをカラー版で作りまして、全戸に配布したところですけども、その中にも、こういったものは燃えるごみ、こういったものは燃えないごみ、こういっ

たものは資源ごみというような図柄ですね、そういったものも入れまして、よりわかりやすく周知をさせていただいておりますが、現実的には、まだ100%というところまではいっていないという状況にはあるというふうに認識しております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 今、100%ではないということ、それから結局、個別指導は現場任せだということですね。それで全体的にはパンフレットだとか広報あつけしだとかでもやっていますよという話なんです、どの程度それが町民の中に浸透しているのかという調査は行っていますか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 分別収集の趣旨がどのくらい徹底しているかと、それから実際的にどのくらい行われているのかと、その割合がどの程度かという具体的な調査は、現状では行ってございません。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 一般廃棄物処理を広域でもって行うというふうに釧路市が音頭を取ってやりましたが、厚岸町は厚岸町のやり方とは合わないのと言って、それから離脱しましたよね。あのころに一度ごみ質調査というのが行われていますね。これは集められたごみを全部分析して、そしてどの程度混在しているのかというものを出すという、非常に大がかりなことをやっているわけですが、そこまで今やらなくても、いろいろな方法で町民の意識の調査というのはできるはずなんですよね。それで、そういうものも必要だという話は何遍も議会でもされているというふうに記憶しておりますが、今のお話を聞いていると、現状調査、現状把握ということをやっていないというわけですよ。

そうすると、どの程度浸透しているかということがわからない中で、広報あつけしや、あるいはパンフを出してみても、結局どの程度今までこうだったということをつかまないうで、それでいわゆる広報だけを行っても、それがどの程度の効果があったのかと言われても答えようがないですよ。それで、この1年間でやっておくべきことだったのではないかというふうに思うんですけれどもね。方法は幾らでもあると思うんですよ。多額なお金をかけてやらなければならないという種類のものだけではないですからね。

その点で、今この1年間やらなかったのがどうのこうのということは、あえて私は言いませんけれども、これは早急にやはり町民の意識調査、それから地区ごとにどうなのか、そういうことを含めて、やはり現状をきちっとつかんだ上で、それぞれの指導や広報や周知や、もろもろの施策を進めていくべきではないでしょうか。いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ごみの適正処理ということにつきましては、日々頭を悩ませているところでありますけれども、おっしゃられるとおり現状をとらまえない中で施策は生まれないとも感じておりますので、そういったまず現状を知るという作業をする必要性は感じております。

その手法としては、いろいろな方法があるとは思いますが、そういった手法も検討しながら、どのような調査方法が、実態をつかまえることが簡便にできる方法はないのかという調査も、方法を検討してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

1 番。

●室崎委員 それともう1つは、ちょっと広がりますけれども、勘弁してください。

不法投棄がちょこちょこ見られるんですよね。これらについての現状はどうでしょうか。まだやっぱり相当あるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 具体的な数値は、ちょっとまだ現在手元にはないものですから、ふえているか減っているかという、そういう概括的なお答えになるかもしれませんが、現状としては減っている状況にはないというふうには押さえております。

そういった状況の中で、先般、「自然の番人宣言」ということで、広域的な対処も必要だろうということで、釧路管内の市町村が連携して、そういう不法投棄防止などに対処するという状況も生まれた背景は、そういう減っていないという現状を憂えた中で、そういう政策ができ上がってきたということがございます。ですから、現状としては減っていないという現状の中で押さえてございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 この目の主たる部分ではありませんので、簡単にやりますが、結局、今の分別の話と通じるものがあるんですよ。自分のところで出すごみをきちんと処理するという意識があれば、分別も徹底されてくるし、それから不法投棄などというものにも走らなくなっていくわけですよ。ですから、その根底には非常に共通項があるというふうに私は認識していますが、その点どうお考えでしょうか。

そして、やはり不法投棄された物の処理だけが不法投棄の対策ではもちろんないわけですし、不法投棄をしないという意識を涵養していくということが非常に大事ですよ。そして不法投棄をしなくても、きちんと処理できる体制をつくっていくということも大事ですよ。そういう意味で、一般廃棄物の分別収集ということも、不法投棄を防ぐということも、根っこは一つであるというふうに思いますが、そのあたりで今後の対策について、どうお考えなのかお聞きをしたいです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ごみを分別して排出していただく、収集に出していただくということが基本であることは当然であります。また、なぜ不法投棄が起きるのかということも、あわせて考えなければならないかなというふうに考えてございます。個々の事例に対処するという必要でしょうけれども、全般的に起こってしまったことに対して注意をするということは、その方に対する指導でしかないわけでありまして、それから起こるであろうということを防ぐための対処は、当然していかなければならないというふうに感じております。そういったことにつきましては、広報あつけしなど、それから防災無線などでも啓発してきたわけでございますけれども、そういったことを総体的に、もう少し町民の皆様に意識をもっと高めていただくという視点でもって、ごみの処理ということについて検討していく必要があるというふうに考えますので、そういった方向で検討させていただきたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、この目でございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） では、進みます。

5 目し尿処理費、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） では、進みます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。2 目農業振興費。3 目畜産業費。

4 目農道費。5 目農地費。6 目牧野管理費。

4 番。

●小澤委員 ここでちょっとお聞きをしたいんですけども、昨年、牛の放牧の利用料金、これが見直されたわけでありまして、そのことが反映いたしまして、町営牧場の内容等について、大まかな数字で結構ですから、収支の状況、それから値上げされたことによって牧場の利用料というのが大分ふえたと思うんですけども、その後どのような収支の状況になっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

昨年12月、牧場の使用料の料金改定ということでございます。それで使用料、その後

の見込み等々につきましてご答弁をさせていただきたいと思います。

当初、夏の放牧については、1日2,500頭を予定してございましたが、これにつきましては1日平均2,472頭にとどまっております。それから冬期舎飼いにつきましては、当初見込みで1,190頭の予定が1,311頭ということで、逆にこの冬期舎飼いについては、ふえてございます。この冬期舎飼いの使用料のアップといいますか、増等によりまして、391万3,000円の補正ということでございます。当初で平成17年度につきましては、これは償還金を除く収支であります、1,945万6,000円ほどの黒字というふうに見込んでございましたが、平成17年度3月補正見込みで2,314万円の黒字見込みという内容でございます。これにつきましては、あくまでも償還金は入ってございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●小澤委員 今、課長からいろいろ答弁いただいたわけでありすけれども、新年度の予算のときのをちょっと詳しく聞いてみたいと思いますけれども、本年度、新年度の牛の放牧頭数、2月の初めに、もう農協では全部、営農計画、全部終わっておりまして、町内の牛の数というものは大体押さえていると思うんですよ。それを見込んで今年度の計画、新年度の計画を立てられたと思うんですけれども、新年度に向けてのやはりその頭数の把握ですね、それを押さえておられましたら、お聞かせいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、夏期放牧でございますけれども、本年度見込み2,472のところを、1日平均2,450というふうには夏の方は見込んでございます。それから、冬期舎飼いにつきましては、前年と同じ数字の1,200ということで予定してございます。夏につきましては、料金につきまして低く抑えていた、50円ほどのアップと。それから冬期舎飼い料金については、料金を低く抑えたというふうには判断してございますので、これにつきましては、そういった関係で頭数を同じ数に一応見込んでいるという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

9番。

●松岡委員 ここでちょっとお伺いしますけれども、17年度の牧場の償還金、起債の償還金残額をひとつ。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 5,091万3,000円でございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

9 番。

●松岡委員 そうすると、本年度の償還金を除いたほかのあれでもって2,314万円の黒字が出たということですが、償還金をあれすると、やっぱり2,800万円近くまだ足りないわけですね。

ここでちょっとお伺いしますが、この実質的な赤字は、将来ともやはりそういう格好でずっと持っていくんですか。それとも何とかこの牧場について、将来に黒字の見通しを立てるといようなことはないんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、昨年12月に農業者の皆さん方、あるいは農業関係者の皆さん方、議員各位のご理解をいただきまして、夏で50円、それから冬期舎飼いで20円ということで料金を改定させていただきました。上昇率こそ夏は27%、それから冬が4.2%ということで料金を改定させていただきました。この料金改定につきましては、町の財政改革の一環ということもございましたし、22年間、料金を改定していなかったということもございまして、改定をご理解いただきました。その見込み数字でございますけれども、これで二千四、五百万円の料金改定が毎年、今度は増収になるということでもあります。3,000万円ほどこれまで実質赤字ということでありましたけれども、料金改定をいただいたということで、収支は平成18年度から大幅に改善されるという見通しに立てると思います。

以上です。

（「将来的に黒字ということは考えているのかと聞いている。将来的に黒字ということ、このまま赤字をなくすんだというふうに思っているのかどうかです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 赤字解消ということは、収支が大幅に改善されるというふうな見通しを立ててございます。数百万円なのか1,000万円ぐらいになりますか、収支の差ですね、赤字の幅は相当圧縮されるものと見ております。今後の酪農情勢、それから牛の取り扱い頭数、こういったことも反映いたしますけれども、なるべく牛の取り扱い頭数が大幅に変動しないような料金の改定を行ったつもりでありますけれども、この一、二年の取り扱い頭数を見ないと何とも言えないということを、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 あんた、赤字を解消するためには、料金の改正しかないような、いわゆる放牧料金を値上げするしか考えていないですけども、これどうなんですか、今現在の大別、それから別寒辺牛の規模から言って、受け入れ頭数は限度なんですか。それとももう少し入る余地があるんですか。そっちの方の、いわゆるもう少し稼いで赤字の方を少なくしていくということを考えてほしいんですよ、料金ばっかりにこだわらないで。料金に重点を置くと、どうしても利用者にそれだけのやっぱり負担がかかっていくわけですから、そういったことはやっぱり考えて、将来に向けての黒字対策を練ってほしいと思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 施設等々も一部改修しなければいけないという施設もございます。それで3カ年計画でも財政当局、あるいは理事者に、この点お願いをしております。これらの収容能力ということもございますけれども、牧場自体の経費の節減、そういったことも必要だろうというふうに思います。それから収容規模等々ですね、現場の場長を初め牧場の担当とも、その辺、協議をしながら、万全の受け入れ体制を図っていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 やはり何ととっても、利用者に負担をかけるのではなくて、営業努力によって赤字を解消していくんだという目標がなければ、この事業はいつまでたっても赤字をしょったままずっとやっていかなければならない。ですから、料金を上げるよりも、もう少し牧場の機能を生かして、そして利用者をふやして、そっちの方で赤字を解消していくんだというような目標を、やっぱり立てるべきだと思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまご質問者のご意見でありますけれども、大変貴重なご意見をいただきました。私どもといたしましても、農業者が利用しやすい牧場ということを目指して、今後とも精進してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 やはりこれ、できるものであれば、営業努力によって赤字を解消していくんだという目標をやっぱり立ててほしいですよ。そういう計画を立ててほしいですね。何でもかんでもやる仕事やる仕事は全部、財政といいますか、町の負担になっていくというようなことでは、何の事業をやっても、その事業にもよりますけれども、将来性がなくなってくると思うんですよ。そういうのはやっぱり目標に向かって進めてほしいと、

かように思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今年、平成18年度に向けまして、農協の方では保育施設を既に立ち上げてございます。町の牧場としても、農業振興策の一環として、また合併の町の協力ということで、若牛施設の建設も今年予定をされてございます。そういった流れで、保育施設、それから若牛施設、それから町の牧場ということで、一貫したそういった後継牛の育成に一連のシステムができ上がるということでございますので、それら総体的な農業者の協力体制ができ上がるということ、システムができ上がるということで、今後とも大いにアピールをいたしまして、より使いやすい町営牧場を目指していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 やはり何年かかるかわかりませんが、将来を黒字に持っていくんだという目標でもってやってほしいと思うんですよ。いつまでたっても、何十年たっても、町がどうしてもこれを負担していかなければならないんだというようなことでは困ると思うんですね。ですから、やっぱり料金にだけこだわらないで、もう少し仕事をやって、その赤字の幅を狭めていくんだと、あるいは黒字にしていこうんだというような方向に、やはり進んでいってほしいと思うんです。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず料金にこだわるわけではありませんけれども、料金、2年ぶりに改定ということで、平成18年度から改定ということでございます。酪農情勢もありますけれども、今年、平成18年度、まだスタートしてございませんので、先行きこれから見なければわからないと思いますが、繰り返しの答弁になりますけれども、我々産業振興課、あるいは町営牧場、それぞれ現場と事務方といろいろ協議をしながら、今後とも町営牧場の収支の改善に向かって取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 やる意気込みはわかるんですよ。ですがけれども、具体的に何年後に赤字が解消できるんだというような目標を示してほしいと思うんです。それがやっぱりこれから仕事をやっていく上で大事ではないんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 12月の料金改定の際に、その説明資料として、当面5カ年間にかけます収支の状況という資料を、たしか配付してあると思います。これはあくまでも予測というか、取り扱い頭数にもよりますけれども、予測の域を脱しませんけれども、そうした一応収支の見通しということはお示しをしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

（「そのとき立てた計画というのは、大体黒字になるの、何年後かには」、「休憩してください」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

- 産業振興課長（大崎課長） 予測でございますけれども、収支については、そのお配りした資料につきましては、収支は黒字にはなっておりません。赤字なんですけれども、現在の収支が大幅に改善された数字でお示しをしていると思います。

- 委員長（音喜多委員） 9番。

- 松岡委員 委員長、ちょっとお願いなんですけれども、新年度の牧場の予算を審議するときに、3年なり5年なりの収支計画書を出してほしいと思うんですが……。

- 委員長（音喜多委員） 去年の12月に執行者側は出したという資料ですね、改めて出してほしいということですね。そのことは可能ですね。それは新年度予算審議までということでもいいですか。準備でき次第すぐ出すということでもいいですか。では、それでいいですか。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。
1番。

- 室崎委員 ここに委託料というのがありまして、行政業務委託料です。それで特殊肥料散布委託料と産業廃棄物処理委託料と2つ出ているんです。牧野管理費の最後の方ですね。それでこの特殊肥料の散布とは、これどういうことなのか。それから産業廃棄物というのは、ここで言っているのは具体的に何なのか。その中身についてご説明をいただ

きたいんです。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

特殊資料散布委託料でございますけれども、これにつきましては、衛生センターから出る汚泥でございます。

それから、産業廃棄物処理委託料につきましては、牧場から出る廃プラスチックでございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 まず、産廃の方ですが、廃プラについては、そういう専門家の方に処理を委託するということですね。それから特殊肥料というのは、今、何センターと言いましたっけ。

（「衛生センター」の声あり）

●室崎委員 衛生センター、ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかったもので。衛生センターから出る汚泥ということになりますと、これはやはり堆肥化してから散布しているということですね。その堆肥化の内容について、ちょっと説明してください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 貴重な時間、申しわけございません。これにつきましては、衛生センターで処理をされました農畜汚泥でありますけれども、これにつきましては、町内で使用するというのであれば、法のもとに処理をされているものでございまして、これにつきましては、委託されている農業者に、この汚泥を肥料として散布をしてございます。

（「ちょっと意味通じないな」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） あくまでもこれにつきましては、委託農家が町営牧場の畑

にまいているという、その委託料で……

(発言する者あり)

- 委員長（音喜多委員） ちょっと休憩します。ちょっと整理して、きちっと言って。担当者でもいいし、課長が言えないなら。ちょっと二転三転しているから、担当というか。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。
産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 大変貴重な時間、申しわけございません。この肥料につきましては、衛生センターで被曝気処理されたものを、町営牧場の畑に特殊肥料として農事組合に委託してまいてございます。

- 委員長（音喜多委員） 1 番。

- 室崎委員 先ほど堆肥化してまいているんですねと言ったら、はいと言っていたんですけども、今の答弁だと堆肥化していないんですね。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 堆肥センターには通してございません。

- 委員長（音喜多委員） 1 番。

- 室崎委員 いや、別に堆肥センターでなくてもいいんですけども。

それで、恐らく先ほどの、答弁者ご本人も首をひねりながら言っていた、法に基づいて自家処理であるから違法でないんだというような話を何か言おうとしたように聞こえるんです、廃掃法には違反していませんよというような話を。私はそんなことを聞いているのではなくて、堆肥化をして、きちんとまいていますかと聞いたら、そういう答弁が出てきたんですよ。ということは、堆肥化をしなくても、差し当たって法に違反しないから、堆肥化をしないですずっと今までまいてきたというふうに理解してよろしいんですね。別に私はそれが違法だろうとかなんか、そんなことを言っているのではないですよ。それはそういう法の範囲内で、許容範囲の中で真っすぐ汚泥を持って行って、牧野にまいているということが、この特殊肥料散布委託料というのは、毎年出ているんですよ。大体同じぐらいの額。そうすると、ずっと今まで行われてきている業務であると

いうふうに理解してよろしいんですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 毎年そのようにやってまいりました。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 厚岸町が行っている廃棄物に対する基本的な理念ですよね、一廃、産廃を問わずできる限り資源として利用するし、その利用の仕方は環境保全というところから言って、そういうものに反するようなものにならないようにしていこうと。それで堆肥センターもつくったし、それから最終処分場については、少なくともこの東北北海道では一番最初に管理型の処分場を、この程度の財政規模の町でと言われるような中でつくってやってきています。分別についても、先ほど言ったように、たしか14分別でしたよね、最終的にはね、そのぐらいになったと思いますが、それはちょっと、一つや二つ間違っているでも許してください、今。そういうような非常に精緻な分別をきちんと行っています。これもいろいろな町では、うちもやっていますと言うけれども、よく聞いてみると、ごく一部の地域だったりすることが多いんですけれども、厚岸町は非常にきちんとやっています。

そういう中で、町の内部の仕事の中で、堆肥化しない肥料を町の牧野にまく、それが法の許容範囲だからいいんだというようなことで済まされるのでしょうか。しかも堆肥センターというような非常に立派な施設があって、下水道汚泥なんかは当然飲んでいきますよね。これが飲めるのか飲めないのか私ははっきりわかりませんが、技術的にはできるのではないかなという気もするんですが、それは今お答えください。

それで、そうでないにしても、例えばいろいろな形で堆肥化する方法はありますよね。そういうことを何もしないで、いわば直まきをやっている。そういうような物の進め方というのは、厚岸町のいろいろなほかの施策の根底にある理念と合致するものなのでしょうか。去年もやっていたから、おとしもやっていたからということで許されるような施策でしょうか。今の答弁を聞いていて非常に疑問に思うんですけれども、その点いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 助役。

●助役（大沼助役） 確かに今ご質問者がおっしゃるとおりのことを、我々今考えていかなければならないというふうに思っています。特に衛生センターの処理に関しては、今年16億円の事業を投下して、下水道の普及率を高めていくということになりますと、衛生センターの処理が今、生物処理を行っておって、簡易水洗のものを処理するという量が相当多くなってきたございまして、生物処理をするにも、相当苦勞をして今現場で当たっていただいております。これを近い将来、今、衛生センターで行っている業務を、別のところで別の方法で処理をしなければ、今の生物処理という方法では、限界がすぐ

来るだろうというふうに考えております。

そこで、考えていかなければならないのは、下水道の処理方法と合体した形で処理ができないかということ、今勉強をさせていただいております。今度、堆肥化センターでは、今、下水道汚泥の方を堆肥化センターで処理をして堆肥化していると。ほかの漁業系の廃棄物だとかというものもいろいろまぜさせていただいておりますけれども、そういう処理方法を行っている。それで従来どおりの形で牧野にそういうふうまいっているということも、もう見直さなければならぬだろうということを念頭に置きながら、早急な対策というものをとっていかなければならない、そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 将来にわたっての話はわかりました。ただ、見直さなければならぬであろうというふうに助役はおっしゃったんですけれども、これはどうに見直していなければならないものでなかったのか。過去の遺物が残っていたと。もうほかの方は新しい、先端を走る自治体としての施策が進んでいたのに、ここだけすぽんと抜けていたというふうに言っているのではないかなと思うんです。

ですから、今、助役のおっしゃったような体制が整う整わないを別にして、この特殊肥料散布というのが、今のような状態でやっていることは、厚岸町としては許されないだろうというふうに思うんですよ。

そうすると、次善の策でも三善の策でもいいんですけれども、まいたときに、農家にはきちんと堆肥化してからまいてくださいということを、耳にたこができるほどうるさく言っているわけです。それはいわゆる農業公害などというようなものが万が一出てくるのであるならば、これは農家にとっても不幸です。だからきちんとしたことをやってくださいということを、特に地面が凍っているうちにまいたりするというと、いろいろな問題が出ますよとか、いろいろな細かな話は今抜きますが、言っているわけです。そうしていながら、本家本元は何やっているんだということには、これはなりませんよね。

そういう意味で、今、助役がおっしゃったようなことは進めてください。これはもう大いに大事なことだと思います。しかし差し当たって今この特殊散布肥料というのが、これから考えていかなければならぬだろうというようなレベルではないということ、私は思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 助役。

●助役（大沼助役） ご指摘のとおりだと受けとめさせていただいております。すぐできることであれば対応を考えたいと思いますし、可能な限り今やっている方法ではなくて、きちっとした形で散布できるような体制を早急に整えたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） では、進みます。

7 目農業施設費。8 目農業水道費。9 目堆肥センター費。

2 項林業費、1 目林業総務費。

1 番。

- 室崎委員 参考までにということではちょっと触れますけれども、18年の町政執行方針の中でも、町長は町有林については広葉樹を植えていくということをおっしゃっています。17年の町政執行方針の中では、広葉樹という言葉こそ出しておりませんが、水資源の涵養や地球温暖化の防止など、公益的な機能によって環境の保全に大きな役割を森林というものは果たしているんだという、森林の機能ということを公益的な部分に非常に重点を置いて、その公益的な機能を維持していくということをはっきりおっしゃっています。これは全く同じことを言葉を変えて言っているんだというふうに思います。

それで、厚岸町は町有林に、木のないようなところには町民の森というようなものをつくって、植樹を行っていますよね。そういうときも広葉樹主体というふうに進めていると思うんです。ことし1年も、そういうわけで、この基本理念はもう何年も前から厚岸町は広針混交林や、あるいは広葉樹林をつくっていくということを基本理念にして進めてきているというふうに理解していますが、今までもそうだしこれからもそうだというふうに考えてよろしいのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

厚岸町の施策として、私の記憶では、全道の中でも早く、いわゆる公的な森林整備の中で広葉樹の植林ということに取り組んだ町の一つであるというふうに認識しております。おおむね10年ぐらい前から試験的なものも含めて取り組んでまいったと。その当時はまだ国有林、それから道有林におきましても、広葉樹の植樹というのはされていなかったというふうに聞いておりまして、非常に技術的な面でも苦労しながら、その広葉樹の植栽というものに取り組んでいる現状に現在もございます。

そういった中で、未立木地につきましては、カラマツを植えるという部分はございますが、カラマツを間伐して、その下に樹下植栽ということで植える場合につきましては広葉樹を植えて、カラマツの針葉樹、それからカバやナラなどの落葉広葉樹をその間に植栽していくということで、針広混交林ですか、そういった森づくりを進めているということを現在まで続けておりますし、これからもそういう施策を念頭にして、森づくりを行っていきたいというふうに考えてございます。

- 委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 わかりました。

議員も、議会としても、町民の森の植栽とはちょっと1週間ほどずれますけれども、みんなで出て植えています。それが年によっては広葉樹だったり、年によってはカラマツだったりというふうに樹種は違うと思うんですが、針広混交林というのか広針混交林というのかちょっと知らんけれども、要するにそういうものもつくっていく、広葉樹も植えていく、広葉樹を主体に植えて、そういう広葉樹の森を町有林としてつくっていくということで進めているなということは、身をもって体験しておりまして、今のお話はよくわかります。

それで、一見ちょっと矛盾するような議論が議会であったものですから、それでお聞きしたいんですが、何回か前の議会である議員から、グイマツF1という話が出ました。これはグイマツのF1ですから、何かと掛け合わせた一代雑種ですよ。その大きな寄与を厚岸町の名木が行っているというような話もそのときはお聞きしました。それで非常に熱い思いを語っていらっしゃいました。

それに対して、担当者の方からは、自分も非常に興味があるので、このグイマツF1に関して使っていきたいんだという話で終始したと思います。そうすると、一見今までの広葉樹を主体に厚岸町が進めていくんだという話とは矛盾するように聞こえたんですよ。

ところが、考えてみたら、矛盾していないんですよ。それは結局、植栽の場所の問題があるわけです。それでこの山はというか、この地域はいわば町有林として用材をとるため、何十年周期か知りませんが、今までの中心の理念だった森林育成ですね、用材を確保するというような地域として使っていく町有林も当然あるでしょう。それから今の水源涵養やそういう問題を考えて、それを中心にして広葉樹主体にして進めなければならないという地域もあるでしょう。そういうものがきちんと分けられているから、そういう担当者からの言葉が出たんだろうというふうに思います。

それで、今ご答弁を聞いていますと、こういうところには針葉樹、こういうところには広葉樹という一例が出ていました。それで全体の計画ですね、施業の進め方とでもいいますか、町有林に関して、これからはこういうふうにやるんだという全体の、大まかでいいんですが、計画があるから、町長が町政執行方針の中で広葉樹をやっていきますよと言うし、それから担当課長はグイマツF1の話が出たときに、そういうものに非常に興味があるから使っていきたいということが言えるんだと思うんです。

それで、どうもいわゆる根幹になるところが議会で示されていないと、その場その場のように聞こえてしまいますので、この際、全体の厚岸町として、この区域には針葉樹をこういう形で、この山には広葉樹をこういう形でというものを示したいんです。

なお、大まかなところは口で言っていて、もし図面なりなんなり資料があれば、新年度予算まででいいですから、今すぐと言ってもちょっと無理でしょうから、時間ありませんし、出していただければいいと思うんですが、いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、グイマツF 1の件で、……グイマツスーパーF 1だったと思いますが、それに関する私の答弁の内容について、ちょっと補足説明させていただきたいと思いますが、まだスーパーF 1につきましては、試験段階だということで申し上げたと思います。苗木も手に入らないという状況にあるということでもあります。ただ、町民の森について、試験的にそういったものを林業試験場で今、苗木の試験栽培をしておりますので、そういったところから大量には入手できないと思います。私が念頭に置いていたのは数本だとか10本だとか、そういった数を念頭に置いておりますが、そういったものをグイマツという木が、木とカラマツのかけ合わせということで、グイマツというのは色丹松ということで国泰寺の境内にもある木だというつながりもあるということでもありますので、そういった象徴的な森に、そういったものを試験的に先行的に植えてみたいということをお願いしたというふうに記憶してございます。それをすぐ町有林の施業の中で取り入れるということまでは、私の現在の中ではまだ想定していないということでご理解願いたいなというふうに思います。

それから、全体的な施業の部分でございしますが、どのエリアに針葉樹を、どのエリアに広葉樹をとという具体的な地域的な区分の中での計画ということでございしますが、ちょっと私、今手元にそういったものがございせん。ただし、地域森林計画というものがありまして、厚岸町も当然その計画を持ってございせん。その中では厚岸町の町有林につきましては、ほとんどが水土保持林という位置づけになってございまして、将来的な伐採による収益を見込んで施業するという状況には、現在はございせん。いわゆる山に木があるということ自体を価値として考え、いわゆる森づくりをするという視点で施業を行っている。ただし、木が育つ間には、最初は間隔が狭い状況にありますから、木の成長とともにどうしても間伐という施業は当然出てまいります。そういった中で材が搬出されますので、そういった売り払いは当然出てまいります。そういった中で施業だということでご理解願いたいなと思います。

私、今、即座にどのエリアに広葉樹を、どのエリアに針葉樹をとという図面的なものであるかどうかということは、ちょっと私の記憶の中では現在ないものですから、ちょっとその辺、ご用意できるものがあるかどうか調べた中で、後でご報告させていただきたいなと思います。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 そういう意味で言ったんですか。ちょっと私の方の聞き取りがきちんとできていなかったということでしょうけれども、そのグイマツスーパーF 1に関してね。記念樹のようなものを植えてみるという話だったんですね。ただあのときはそういうふうに聞こえなかったものですからね。結局今言ったような根幹の話が出てこないものだから、厚岸町としては、こういう何とか区域の林としてはこうで、それは広葉樹でやっているから、グイマツF 1というのが苗木としてどんどん供給されたとしても、それで森林をつくることはできないけれどもというような、今言ったような前置きがなかったで

すからね、あのときは。だから私の方で早合点したんでしょう。これは私の方のよくわかっていなかったと思うことなんです。

今、森林の何とか計画というのを言いましたけれども、これは町がつくっているものなんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご答弁申し上げます。

厚岸町の森林についての計画としてございます。厚岸町の森林をどのように施業するかという目的のもとにつくられている計画でございます。作成しているのは厚岸町が作成してございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 ちょうど機会ですので、そういう厚岸町の町有林を広葉樹で行っていきましょ、水源涵養や公益的意図というものを非常に大事にしてやっていきますよという抽象的な話は聞いているんだけど、具体的にどういうふうにしていくかということは今まで聞いたことがなかったので、そういうものをこの機会に出すようにしてください。

なお、例えば去年、議会で植えたときは全部カラマツでしたよね。だから広葉樹でないものだって使われているわけですよ。それは当然その山はカラマツで植栽していかなければ、なかなか活着しないと、いろいろな問題があるんだろうと思いますので、そういうことを含めて、やはりきちとなされていると思いますので、それがわかるものを出していただくようお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） それはいますぐ……。

（「今でなくていいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 後でいいですか、終わってからでも。

（「後でいいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか、課長、そういうことで。後で出していただくということで。そういうものがあるということだね。

では、いいですか、この質問は。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） では、ほかにございませんか。

9 番。

- 松岡委員 厚岸町内に民有林はどのくらいあるんですか。それでその民有林の中で、植林を必要とするというか、未植林民有林はどのくらいあるのか、そのあたりを教えてくださいと思います。

それと同時に、民有林で植林するとなれば、その資金の流れを教えてください。国・道の補助金も当然あるんだと思うんですが、どういう格好になっているのか、それについて教えていただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 全体の民有林につきましての未立木地が幾らあるかというのは、今手元にございませんで……

（「大まかな数字でいいよ」の声あり）

- 環境政策課長（小島課長） 今手元に数字が参りましたので、ご報告申し上げます。

純粋な意味での民有林、私有林という位置づけの中では、総面積が1万4,291ヘクタール、そのうち未立木地は1割弱ということになると思いますが、1,270ヘクタールという数字になってございます。

それから、民有林の施業の仕組みでございますが、厚岸町におきましては、ほとんどの私有林の整備が森林組合を通じて行われてございます。森林組合に施業を委託して、森林組合が事業主体となって施業を行っているということでございまして、そのうち68%が国庫の補助金という位置づけになっております。その68%は直接森林組合の方に国から交付されます。残りの32%のうち17%が、これは道の補助金ということで、あと10%が町の補助金、残りの5%が所有者の負担という位置づけになってございます。その中の道の補助金につきましては、町の会計を通して一たん町の方でお受けします。その金額と合わせて町の10%分、それから道の補助金の17%分を合わせた額を、森林組合にまた補助金として交付するという流れで、全体の施業する財源が成り立っているという状況にございます。

- 委員長（音喜多委員） 9番。

- 松岡委員 そうすると、未植林地というのは1,270しかないわけですね。これも毎年やっぱり幾らかずつ植えているんでしょう、今のお話でいくと森林組合が主体になってやっているということで。そうすると民有林の未立木地帯というんですか、こういうものは近い将来には解消されるというふうに考えてもいいですね。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

私有林の中には、実は町内に在住していない遠方の方が所有している山も多数存在するようでございます。そういった所有者とも森林組合では施業を持ちかけたりなんかして、未立木地の解消にも努めているようでございます。

それから、この制度の中で18年度からの施業の中では、いわゆる未立木地の解消を主体に……

（「えっ」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） 未立木地。木の生えていない山に植栽するということについて、民有林の振興補助金という道の補助金、それからそれにおつき合いする町の補助金も、制度上そういう施業に対して補助をするという内容になってございますので、より一層、未立木地の解消に向けた施業が、重点的に行われるというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 そうすると、町内にある民有地の未立木地といいますか、木の生えていない山というのは、もう近い将来にほとんどなくなると、そういうふうに見えていいですね。

それから、資金の面で、町と国ということでもって95%まで助成があるわけです。5%の負担ということなんですが、それにつきも植林の希望者が殺到するというようなことではないんですか。その5%の資金というのが、やっぱりよくなくて、進まないんだなんていうふうなことはありますか。それらの見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 未立木地の解消につきましては、先ほども申し上げましたが、制度上、未立木地の解消を念頭に置いた補助制度になってございます。現状では民有林の施業については、そういった補助金を利用しなければ施業ができないと、財源的にできないという状況にありますので、当然そういった形で未立木地の解消というのは順次進んでいくものというふうに考えてございます。

それから、所有者負担の5%の部分でございますけれども、100万円の施業であるならば、単純に5万円の所有者負担ということになります。1,000万円の事業をするという方は、そうざらにはいないと思いますけれども、そういう方であっても、50万円の負担ということになります。この金額が多いか少ないかは、個々の所有者の受けとめ方にもよると思いますが、現状では森林整備の交付金という制度がございまして、将来そういった施業計画を持てば、計画を樹立するならば、そういう交付金が受けられるという制度が現在ございます。これはヘクタール1万円の交付があるわけですが、そういった国からの、町もその中で4分の1を負担しているわけでございますが、そういった制度の中で、所有者負担も軽減はされているということでございますので、実質的に財政負担が

森林施業者にあるかということ、そういった交付金を活用する中で軽減、あるいはその5%分はほとんど補われているというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、今の話からいくと、自分で土地を持っていて、木を植えたいという人であれば、ほとんど金を出さなくても何とか木は自分の土地に植えられるというふうに考えていいわけですね。これであれば、どうなんですか、民有地の、今聞いた数字からいけば、かなり、もう1割足らずですからね、未立木地は、進んでいるように思うわけですが、民有地の未立木地帯を、全町的に見て、いつごろ解消する予定なんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） なかなかお答えしにくい質問かなというふうには思います。この施業については、所有者個々の判断と、それを受託する森林組合との間において行われるということにありますので、いつごろというのは非常に答えにくいということとはご理解していただきたいと思います。

ただ、先ほどから申し上げておりますが、そういった未立木地の解消には毎年なっているという現状にあると、そういうことで押さえていただけないかなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次、3番。

●南谷委員 2項林業費、1目の林業総務費、有害鳥獣駆除事業奨励ですか、この関係についてお尋ねをいたします。

1番さんも言われていましたように、広葉樹の重要性というものを私も認識しておるつもりでございます。私は水産関係の立場で山に植林をということで、かつては植林に行かせていただいておりますし、議員の方でも一度、それから町民の立場でも植樹に行っておりますけれども、せっかく町として植樹運動を展開しておるわけでございますが、町民みんなで、子供まで含めて山に行って、頑張っておるんですけれども、せっかく植えたものが、特に広葉樹についてはシカの食害、惨たんたるものがあります。

この予算計上を見ていたら、今年度、補正では金額がないんですけれども、実際にシカの有害対策ということで、町として今年度どのような取り組みをされてきたのか、金額的にもどう対処されてきたのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） せっかく植えた木が、被害に遭って成長を阻害されているという実態につきましては、施業する立場としても大変憂えている現状でございます。議員の皆様にも、その現状を見ていただいたという経緯もございますが、その対策としては、被害地造林という制度もございまして、再び植えることについて補助制度もございます。ただ、植えたらまた食べられてしまうという現状のイタチごっこにもなりかねないという心配も当然ございます。

そういった中で、今年度におきまして、これは町民の森で試験的に植えた苗木が食べられない工夫をしてみたいなど。あくまでも試験的なんです、そういう考えも持っております。これは植えた苗木をネット状のもので囲うということになるかと思いますが、一本一本やるとなるとかなりの金額になりますので、何本程度、町民の森の予算の中で確保できるかわかりませんが、まずそれをやってみたいというふうに思っております。それである程度、2メートルぐらいの高さになると、成長する一番てっぺんの部分がシカが食べづらくなるという傾向にあります。そこまで育つと、その後は順調に育つようではあります。

それから、どの程度シカの駆除をしてきたかということですが、17年度におきまして300頭、これは有害駆除という形で行っております。これは5月から10月にかけてでございます。それから11月からは、これはハンターによる駆除が解禁になります。そういった中で駆除されているわけですが、その部分については、数字的には個々のハンターが何頭撃ったかということは報告義務がないものですから、どのくらい具体的な数字としては押さえられておりませんが、残滓の回収のステーションが満杯になるぐらいたまっております。そういった中でも相当数駆除されているという現状もありますし、そこに入れなくて、そのものを持っていく方も当然いるとは思っていますので、シカの駆除についても引き続き、今までも対策を講じているわけですが、今後についても、これは全道的、管内的にも協力しないと、なかなか減らすことはできません。北海道においても、いよいよもってシカの対策を全道的に取り組むということで、その頭数をきちんとした動物としての生態系の中で維持できる頭数まで、やっぱり減らさないと、被害を防ぐことはできないということを念頭に置いているようでございますので、そういう管内的、全道的な協力の中で、今後も有害鳥獣としてのシカ対策について取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 3 番。

●南谷委員 シカの対策についてはわかったんですけども、私の申したいのは、せっかく植えた木、浜の皆さんも植樹、広葉樹でぜひ保水力のある森づくりということで、実際に展開してきているんだけど、ザルなんですよね。やったことが全部食べられてしまう。今も説明を聞いておったら、なかなかシカの対応というのは難しいと、そういう現実にあると。そうであれば、やはり町として、みんなで汗かいて植えましようと言っている端から食べられるのであれば、木を少なくするとか何らかの対応をしていかな

いとだめな時期に僕は来ていると思うんですよね。お金のこともあるかもわからないけれども、お金だけではなくて、今までどおりの作業を進めていってもいいのかどうかも含めて、やはり検討していかなければならないときに来ているのではないのでしょうか。

植えるときは、みんなで苗木を一生懸命植えていますよ。でも、翌年行ったらみんな食べられているんですよ。そのうちの何本か助かるでしょう。これでは僕、やはりせっかく子供まで行って、次の年に見てがっかりしてしまうし、やっぱりもっと実のある対策というものを、どういう方法がいいのかを含めて真剣に取り組んでいかないと、せっかく町民みんなでバスを仕立てて植えるところもあるんですよ、これではやはり町民の皆さんも、何年後かに我々の植えた木がどうなっているんだと。それよりも数が少なくなる方法がいいのかも含めて、やっぱりきちっと実効性のあるものに取り組んでいかなければならないのではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） おっしゃることはよく理解できます。そのことは私ども担当する者も痛感しているところでございまして、北海道道有林の森づくりセンターですね、それから林業試験場などでも、どういった対応ができるかということのアドバイスをいただきながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。その指導の中で、先ほど申し上げました苗木をネットで囲うという案が出てきたわけでございます。

今後につきましても、そういった情報を仕入れながら、何とか、せっかく町民の皆さんが汗して造成した町民の森でございまして。将来的には大きな木となって、そこで皆さんが憩える状況になってほしいと。皆さんが「ああこの木は私が植えた木だね」というふうに思えるような森にするためにも、現在の状況を何とか対処してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。
進みます。

2 目 林業振興費。 3 目 造林事業費。 4 目 林業施設費。 5 目 特養林産振興費。ございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。
1 番。

●室崎委員 今こっち側から外を見ていましたら、ヘリコプターが湖内の上をずっと行ったり来たりしています。もしかするとまた捜索が始まったのかなと思います。その件でお聞きするわけですが、氷の上をスノーモービルで走って、そのまま転落したといいますが、水中に落ちて、いまだに見つからないという事故がありました。

質問に先立ちまして、この難に遭われた方に対しては、大変お気の毒に存ずる次第であります。それから一日も早い発見を望むところであります。

その上でお聞きするわけですが、厚岸湖というのは、ここで仕事をし、生活をしている人たちの立場から申しますと、レジャーランドではないわけです。それでこちらでお願いしているわけではないんですけれども、そういう氷に穴をあけて釣りをするとか、あるいはスノーモービルで走るとか、いわゆるレジャーを楽しむ方が結構いらっしゃいます。それでこういう危険と隣り合わせでもありますから、事故があった場合には、地域人たちが皆、とにかく生業を投げ捨てて、とるものもとあえず走って、救助、発見に努めます。そのことについては皆さん、どうのこうの言う気は全くないと。これは人の命にかかわることですから、自分たちは水難救助員とかいろいろありますけれども、そういうことがあるなしにかかわらず、誠心誠意行っている。

ただ、はっきり言って、非常に複雑なものを感じるというお話は聞こえてまいります。テレビ・新聞の報道を見ても、レジャーで遊びにくる人の視点からしか報道がされていません。地域で仕事をし、暮らす人たちにとって、この事件、あるいはこういう事態がどういう影響を及ぼしているかというような形での報道は見たことがありません。

それで、今お聞きするわけですが、まず1つは安全対策です。それで氷の上に上がる場所というのは大体決まっているというような話も聞いているんですが、そうでないところからでも冬場は上がれるという話もありますが、そういうしかるべき場所に、危険であること、それからそれ以外にここが生産の場所であるから、それを阻害するようなことはしないでくれということですね。これ禁止はたしかできないと思うので、そういう訴えかけるようなものはどのようになっているのか、まずその点からお聞きいたします。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

先月の末、二十七、八日ごろだと思っておりますけれども、釧路市の2名の方が行方不明になっているということでもあります。非常に私たちにとっても残念なことでもあります。

ご質問でありますけれども、実は平成11年に湖内で釣りを楽しまれた方が、RV車ごと転落したという事故がございました。それをきっかけに一般車両の乗り入れをしないようにということで、その呼びかけをするために、町内3カ所にそういった氷上での釣りの自粛をということで呼びかけの看板を設置してございます。その看板には、湖内では漁業権に基づきノリ、カキ、アサリの養殖業、あるいはコマイ、チカ待網漁業等が営まれているので、これら漁業資源に影響を与える行為は漁業権の侵害となり、罰せられますという釧路支庁、それから厚岸町、厚岸警察署、それから漁業協同組合の看板を町内3カ所に設置してございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 3カ所が多いのか少ないのかという話は出てくると思いますが、なるべくそういうものが目に触れるようにしていただきたいです。その上でなんですが、今、海中に転落した人もさることながら、スノーモービルという機械も見つかっていないようです。それから今、答弁で担当課長がおっしゃったように、前には自動車がすこんと落ちてしまったということがありました。もしこれが何らかの形で油漏れなどを起こすと、これは大変な迷惑なんですよね。そういうことも、やっぱりもう少しレジャーを楽しむ人たちには感じてほしいわけです。

それから、釣りは非常に盛んですよね。水鳥観察館のあたりを自動車で通りますと、一時期は七色のテントがざっと見えます。あれについても非常に危険だからやめてくれという態度で厚岸町は臨んでいるというふうにも聞いていました。それだけではなくて、いろいろお話を聞きますと、氷のときだけではない、氷のないときでも、いろいろな方が釣りを楽しむ、それはいいんですけれども、みんながみんなではもちろんないと思いますが、ごみだとか不要になったテグスだとか、そういうものを平気で捨てていく。それが例えば氷の上なんかに捨ててしまうと、それは春になって氷が解けると全部水中に落ちます。これらがいろいろな生物にいろいろな影響を及ぼしているということは容易に考えられます。そういうことが全部、厚岸町の生産を阻害する要因であると言って間違いがないと思うんです。

ですから、厚岸町として、やはりこういう事件のときでも、そうでないときでもいいんですが、一つの機会をきちっと持って、漁業協同組合ともよく相談なさってということになると思いますが、厚岸町に暮らす住民、そして生産者にとっては、大変迷惑であるという態度はきちんとどこかで表明すべきだと思いますが、いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほどちょっと漏れましたけれども、その看板にはそういった漁場環境への影響も大きいということで、もちろん乗用車の乗り入れ、さらには釣り具、ごみ等の投棄はやめましょうといったことも看板には記載をされてございます。

それと、今回の発生の際に、漁業協同組合の方とも私どもの方で相談もしています。その中にこういったことについてもっと、非常に漁場環境の影響も大きいということで、何とか管内の組合長会、あるいは北海道のそういった漁業団体の方にも何とか呼びかけをして、もうちょっと広域的な形で、町内はもとより、この釣り人の方は町外の方がほとんどだというふうに聞いていますので、そういった広域的な取り組みも必要ではないのかというお話というか、そういったこともしてございます。そういった管内の組合長会ほかそういったことも通じまして、今後ともこういった呼びかけをしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

- 室崎委員 我々がここで生産をしているんだから、おまえたちは入ってくるな、釣りも何も一切まかりならんということとは言えないと思うんです。やっぱり権利と言っていいのかどうか、恐らく憲法13条の権利になるんでしょうけれども、ここの厚岸湖というところで自然を楽しんで遊ぶということも、やはり一つの権利であるという主張もあるでしょうから、だからまかりならんということとはできないと思うんですが、その折り合いがつくような形で利用してほしいということなんですよ。

それで、各地域、特に本州の方なんか見ますと、栽培漁業を行っている地域では、その例えば漁業組合のようなところが管理をしまして、そこで入ってきて釣りをするなんていうときに、協力費というのか何というのか知りませんが、入漁料というのかなんか知りませんが、とにかくそういうのをいただく。そのかわり現場については、安全性だとかそういうことでの情報提供もする。もちろん見返りがないということはないわけですから。それからこういう条件のもとでやっていただくということをお願いする。そういうような制度をとっているところが結構ありますよね。そういうことを含めて、やっぱり全く一切のルールもなしに、入ってくる方は何かやっているようだし、片方は困った困ただけでは、どうにもならないと思いますし、また十分楽しむ、安全に楽しんでもらうための方策ということも、見方を変えれば必要でしょうし、そういうルールづくりといいますか、決まりづくりといいますか、そういうものがそろそろ必要な時期ではないのかというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 現在までのところ、こういった釣り、そういった行為は規制というふうな考えに至るには、法的にも無理があるという釧路支庁の見解でございます。ただ、ルールづくりというのは、今後、必要性に迫られてくると思いますし、そういった声が高くなってくるといいうふうに思っておりますので、管理者であります釧路支庁を初め私ども、それからあるいは漁業協同組合、これらで協議をしながら、そういったルールづくりに向けまして、協議をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

（「結構です」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、この項目でございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目水産振興費。

12番。

●谷口委員 今、厚岸町で厚岸地域マリンビジョン構想案の意見を募集しますということなんですけれども、この構想はどこで作成中なんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 平成16年の6月に北海道開発局で、北海道の将来の長期的構想として、北海道マリンビジョン21というものをつくってございます。それでこれら北海道マリンビジョン21というものを具現化するというもので、それぞれ地域マリンビジョンというものを北海道開発局が募集したところでございます。

それで、厚岸町もこの取り組みといいますか、第三種厚岸漁港を持ってございますので、厚岸町としてもこのマリンビジョンづくりに取り組むということで、町として平成16年の12月に策定委員会と、それからその上部組織であります協議会というものを立ち上げまして、マリンビジョン構想というのを現在作成中でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 厚岸町のホームページを見ましたら、もうかなり分厚いものを、何ページ、30ページジブンになるのかな、もっとなるのかな、そういうものをつくって掲載していますよね。それでそれに意見を募集しますということになって、今日14日だから、今日からかい、今日から3月20日まで募集しますというふうになっているんですけども、これらについては、私たち議会にこの構想案なるものをお示しするというにはならないのでしょうか。

それから、今後これがどういうふうになっていくのか、簡単なわかりやすい説明資料みたいながあればというふうに考えるんですが、その辺ではどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、このマリンビジョン構想策定委員会につきましては、これまで4回行っていまして、昨年7月で一度締めいております。その後、専門的な部会といいますか、漁業協同組合のそれぞれ沖合漁業部会とか沿岸漁業部会とか、そういったいろいろな部会がございますので、それらの方に参画をいただいて、今年の2月にかけて、そういった専門的な方々のご意見も伺いながら、マリンビジョンの構想づくりに大いに意見をいただいたということになります。

それで、これは今月の末が募集期間ということになってございます。実は今月の24日にマリンビジョンの最終的な協議会が開かれる予定でございます。24日に開いて、今月の末に応募するというところでございます。それで応募するに当たって、最終的な、すべて構想が最後はパブリックコメントといいまして、これは法的な根拠はないんですけども、今まである構想の中身プラス、さらに町民の方にご意見があれば参画をしていただいて、24日の地区協議会、最後の協議会の方にその意見を反映させて決定をいただく

ということになってございますので、これらが全部済んでからでないと、この構想そのものをお示しすることができないような状況にございますので、今のところ現段階の案であればお示しすることはできるんですけども、最終的な協議案が決まっておりますので、お示しすることはまだできないということを、ひとつご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 最終的なものというのわかります、私も。それでできましたら新年度予算の審議までに、今回のマリンビジョン構想案の作成から最終的にどのように流れていくのか、具体的に流れを示したものを示していただきたいと。

それから、今回のマリンビジョン構想案の目的ですね、そして最終的に何をこの構想で求めるのか、これについて、最終案でなくてよろしいですから、現在までのまとまっている内容について、具体的に示していただきたいというふうに考えます。それらについてお願いできないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 新年度予算まででよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） わかりました。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） この項でまだあります、引き続きあります、谷口さん。

（「ないよ」の声あり）

●谷口委員 いいですか。

この目でほかにまだありますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ午前中はこれで終わりたいと思いますが、いいですか。次は3目から。
では、昼食のため休憩します。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。
3 目の漁港管理費から進めてまいります。
3 目漁港管理費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 4 目漁港建設費。5 目養殖事業費。6 目水産施設費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 6 款商工費に入ります。
6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。2 目商工振興費。3 目食文化振興費。
1 番。

- 室崎委員 この前も何かテレビを見ていたら、ちょっとやっていたんですけれども、十三湖のところで特産のシジミを使ったしじみラーメンというものが非常に人気があって、全国的にも名高いと。それでその開発をした人を厚岸町においでいただいて、みんなでしじみラーメンを試食してみて、それを換骨奪胎して、厚岸の特産のアサリだとかそういう魚介類を使った新しいメニューをつくれないう事業がありましたですね。あれはその後どうなりましたか。

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（福田課長） お答え申し上げます。

平成15年から16年にかけて、アサリラーメンというものを新たなメニューに、町の特産品としてメニュー開発ができないかという事業を行いました。その事業の中で、試食会等々行いましたが、その試食会の結果について、町内の飲食店の方々に対してレシピを公開し、ご希望があればレシピを差し上げますという対応をいたしました。その結果、レシピのご希望者はいなかったというふうなことでございますが、この事業につきましては、飲食店の皆様にレシピを公開する、あるいはレシピを差し上げるというだけが目的ではございませんでしたから、町としては町民にさらにレシピを積極的に公開をして、家庭料理としても食べていただくといったようなことで、アサリの販路拡大という方向に向けていかなければならないというふうに思っておりますけれども、その点につきましては、今のところ進んでおりませんので、今後早急に対策を立ててま

いりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 アサリラーメンというものの完成は見たんですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 十三湖からおいでをいただいた方の指導を受けまして、レシピは完成をしております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 現在のところ利用がないと、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） そのとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 そうすると、このアサリラーメンの開発というのは、味覚ターミナルのメニューをつくろうとか、そういう趣旨ではないですよ。一つのそういう、町に新しいメニューといいますと、レシピといいますか、ちょっとよくわからないんだけど、そういう品目を開発すると。そしてこの地の特産品を使っていろいろなお店ができることなら、そういう新しいメニューを出していただくということのねらいで行った事業ですね。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狹町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。
このしじみラーメンは、実は……

（「アサリだよ」の声あり）

●町長（若狹町長） いや、まずしじみラーメンです。アサリラーメンも後で関係してきます。

私がタラソテラピーという公約を上げて、議員の皆さん方にも視察をいただきました。青森県の市浦村というところであります。そこで昼食をいただいた場所が、しじみラーメンであったわけでありまして。わずか3,000人ほどの人口の中で、もう列をつくるほどの

繁盛ぶりでありました。私はそれを見て、厚岸のブランドであるアサリを利用してめん類ができないのかなという考えも持ったわけでありまして。また、日ごろよりコンキリエに對しまして、めん類があればなという声もあったわけでありまして。また、健全経営を維持するためには、理事会等、株主会の取締役会等におきまして、めん類も採用すべきではなかろうかという、いろいろな経営健全化に向けてのご意見もあったわけでありまして。

そういう中で、産炭機構、新産業振興事業というものが目についたわけでありまして、厚岸町といたしましては、これを利用して、しじみラーメンに倣ったアサリラーメンを開発したらどうかということで、95万円のうち補助63万円、極めて有為な事業であったわけでありまして。これを開発をいたしまして、たしか室崎議員もおいでのことだったろうと思います、しじみラーメンとアサリラーメン両方を出しまして、希望者に試みていただいたわけでありまして。

また当初、コンキリエ等の制約があり、めん類は販売運営できないという経緯等も考え、両飲食店、2カ所あります、湖南地区と湖北地区の飲食店にコンキリエといたしまして、このアサリラーメンを開発いたしましたので、コンキリエとしても行いたいという意思を伝えたわけでありまして、湖南地区につきましては、そう反対の声がなかったわけでありまして、湖北地区においては、当初の約束があるということで、お許しをいただくことができなかったわけでありまして。

また、レシピにつきましては、飲食店に公開しますということでお話しいたしましたけれども、試食会には1名の方が来ておりました。また文書をもって各商店に徹底したわけでありまして、1カ所もございませんでした。

そういう経過があるわけでありまして、アサリラーメンにつきましては、今日そういう状況を迎えているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 今、町長、おまえもあのとき食べたろうということで、まさにごちそうになりました。それでそのときに聞いていた話は、先ほど課長が言ったように、この町のいわば特産品の販路をつくるということで、地産地消と申しますか、地域で特産品を利用した一つの品目をつくっていくために、国だか道だかの補助金も入れて、こういう事業を行っていくんですという話に終始しているように、私は食べながら聞いていました。決してそれは一味覚ターミナルの営業のためとか、あるいはそこでもって地元の商店会と約束をしていた、めん類を出す出さないの話をこちらに置きながら、めん類のメニューを一味覚ターミナルでつくろうとか、そのようなレベルのものではなくて、町全体の振興だというふうに聞いておりました。

ただ、とはいいいながら、本音はこうではないかといういわゆるげすの勘ぐりのようなうわさが町の中に流れていました。それで私もそのときいろいろ聞いたときには、いやいやそうではなくて、これは町としての仕事なんだから、最終的にどこが主体になっているか知りませんが、町として全体でもってやっているこういうことなんだよという説明をしていたんです。今の話を聞いていると、ちょっとニュアンスが違うので、

びっくりしているんですが。

それで、もし今、町長のおっしゃるようなものであると、市浦に行って、十三湖の特産のシジミを見て、うんこれはいけるというのは全く私もいいなと思います。ただ、味覚というものが絡んだときには、手順がちょっと違うのではないかと。まずはやはり地域と、何であろうと当初において、そういう協定といいますか、約束をしているわけですから、それが10年もたって状況が変わってくれば、あのときとまた違うんだから、こっちでもってこういうようなことをやらせてくれないかという話が決まってから出てこなければならぬんですよ、そういう話は。それがまだ協定やそういう話、当初したものが生きています中で、味覚の方が動いてしまえば、何だと。約束していたのに、もうそんなことを始めているのかという疑心暗鬼になってしまうおそれがあります。そうすると、この後いろいろ状況も変わってきたし、めん類も出させてくれと。出したからといって、その地元の方の飲食店が即営業が困るというような状況ではないんだからというような話を持ちかけてときに、聞く耳を持ってくれるかどうかという問題になるんです。

そういう意味で、一般質問のときにも町長は同じようなことをおっしゃっていたし、今のおっしゃり方も、甚だ私は適切ではないと、そういうふうを考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） この開発は、先ほど申し上げましたとおり、新産業振興事業の予算を使っているんです。その趣旨たるものは、やはり厚岸町としてブランドであるアサリを利用して、広く販路の拡大、生産の向上を含めて、厚岸町としての生産増加、普及を図っていくという大きな目的があって、この予算をつけているんです。ですから、試食会におきましては、幅広く応募をして試食をしてもらったんです。

そういう中で、やはりこのアサリラーメンを開発するに当たっては、特に飲食店の皆様方にも、このレシピを紹介するなり情報公開しながら、その店でできるものであるならば、アサリラーメンを使っていただきたいなという気持ちで、各飲食店にも案内を出している。主たる目的はそこなんです。

しかし反面、ちょっと先ほどは言葉足らずであったかと思いますが、コンキリエにおいてもめん類があればなというご意見の中で、しかし当初、設立された既存の店との申し合わせがあるので、既存の方々にも理解を求めたということでもありますので、その点については、あくまでもやはり厚岸という、カキだけでなく、アサリのブランドを広く拡大普及していこうということでもありますので、この点をご承知願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 町長の真意はわかりました。それで誤解されないように、非常に微妙な問題がありますから、それぞれにご商売の関係がありますから、十分言葉は気をつけて進めていただきたいと思います。

さきの一般質問の答弁を聞いていますと、例えばと言ってラーメンの話をお出しにな

って、そういうものがないということで営業の方に呪縛があるんだという言い方を
おっしゃいましたけれども、そういう言い方をすると、ああ何だと。今の町長の真意と
は違ってですよ、あれは結局は味覚のためにやっていたのかというようなふうに誤解を
されてしまうおそれがあるので、その点は十分に発言に、誤解を招くようなことは少し
でも避けて進められる方がいいかというふうに、これは老婆心ながら申し上げるわけ
です。

それと、やはりそういうこちらの真意をきちっと理解していただいた上で、味覚の経
営にめん類を出さないということが大きく響くのであるならば、やはりそういうことを
きちんと示して話し合いに入るとということが大事だと思います。特にこういうときには
手順を一つ間違えますと、こじれてしまって、そしてせっかくの真意は通じなくなりま
すから、その点は十分にお気をつけて進められた方がいいと思いますが、いかがでしょ
う。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

その考えは全く同感であります。ですから、平成18年度の執行方針の中のコンキリエ
に関する方針については、そのような表現で明らかにいたしているところであります。

（「結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4目観光振興費。

14番。

●田宮委員 観光審議会なんですけれども、当初の予算を全部削られたわけなんですね。
観光審議会というのは、平成17年度は機能していたんですか、していなかったんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 観光審議会は、条例に基づく審議会でございます、
町長から諮問があれば、審議会を開いて議論をいただくという内容の審議会ございま
す。昨年におきましては、例えば観光施設整備についての新たな計画、あるいは観光の
施策についての新たなもの、こういったものが特にございませんでしたので、会議を開
かなかったということでありまして、それを不用として予算を落としているわけではご

ざいません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●田宮委員 新年度予算で見ますと、同じ金額が計上されているわけですね。これだつてやるのかやらないのかわからないというような代物に予算計上してのつけるわけなんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えいたします。

18年度につきましては、子野日公園の整備という問題は一つございます。それが17年度中にも観光審議会で議論をというふうに考えておりましたけれども、その計画の具体化が少しおくれたために、17年度中については審議会にかけることができないと。したがって、18年度においては、そういう課題もありますし、今検討されているイベントのあり方といったような問題についても、今後そういった審議会でのご意見もいただくというようなことを想定いたしましたので、今年度については予算を盛ったところでございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●田宮委員 観光審議会なんですけれども、そもそもどういうことでこれ設けられたんですか。厚岸の観光について現状を認識し、将来計画を立てて、観光を振興しようというような心づもりでつくられたのではないかと思うんですけれども、何か中途半端な感じがするんですけれども、もう一度、所信をお伺いいたします。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 趣旨は今、議員おっしゃるとおりでございますが、そのときそのときによって、町長に対してご意見をいただくという趣旨の大きな課題と申しますか、新しい課題とか大きな課題がある場合に、ご審議をいただくというつもりでこれまで運営してまいりましたので、そういった議論をいただく課題がないときにつきましては開催をされない、あるいはあるときに開催をされるという形で今日までまいりました。今後ともそういう形での開催を考えていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●田宮委員 そうすると、町長の考え一つでやったりやらなかったりと、そういうことなんですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 町として審議会に議論をいただく課題があるなしについては、もちろん町長が判断をするということになりますので、町長の判断によって開催、あるいは開催しないということが決まってまいります。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●田宮委員 これは委員報酬がありますから、委員を委嘱しておられるわけですね。この委員はどういうふうにして委嘱をし、報酬を払っているんですか。これは審議会が開かれたときに報酬を払うということになるんでしょうけれども。委員はそのときどきにお願ひするんですか。あらかじめ委嘱をしておくんですか。審議会はいつ開くかわからないが、開いたときに出席して相談に乗ってくれと、こういうことなんですか。

（「ちょっと今、資料を持ってきます」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩ですか。
休憩します。

午後 1 時21分休憩

午後 1 時24分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） すみません、お待たせいたしました。

観光審議会条例におきまして、この審議会の組織については15名の委員をもって構成するということになっておりまして、任期は2年ということになっております。現在の委員の方々は、18年11月まで任期がございますので、去年は会議がございましたけれども、今年の11月まで任期があるという状況になっております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●田宮委員 この審議会について、そういうものであれば、これはもう少し審議会そのものを置くのか置かないのか、それから置くとすれば、きちんとした目的を持って計画的に運営していくというふうなものがないと、私は困るのでないかと思うんですよね。その辺ひとつ考え直して、きちんとした形にしていきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 観光審議会の議論をする課題をどこに置くかということにかかってくると思います。私が先ほどから申し上げておりますように、そのときそのときの課題というふうに限定いたしますと、会議は開かれたり開かれなかったりということになってまいりますし、あるいは条例においては、言葉としては総合的な対策を確立しと、こうなっておりますので、条例に忠実に運営するとなりますと、必要な時点で組織をつくって、委員さんを委嘱をしてご議論をいただくということも可能かと思っておりますので、その辺について、観光審議会の明確な位置づけと組織のあり方について、検討させていただきたいというふうに思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 目観光施設費。

7 款土木費、1 項土木管理費、3 目土木用地費。4 目史跡調査費。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

13番。

●菊池委員 今年の公共工事のメインの一つに、公共下水道がございます。町内道路の町道維持についてお伺いいたしますが、前にも話したんですけれども、公共下水道跡の町道のゆがみや凹凸が顕著となっています。オーバーレイの計画について、一応あると思いますけれども、お示し願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 町道の下水道跡ばかりではなく、やはりかなり施設整備後相当の年数がたってきていると。特に質問者言われるとおり、下水道整備後の舗装復旧そのものの転圧等のやはりちょっと不足といいますか、狭い幅での復旧という形になると、どうしても年数がたつとちょっと落ちる。それによって凹凸が出るという形の中で出てきます。そういう中で一応オーバーレイを計画的に進めているわけがございますけれども、今年度については松葉町通りの一部と港町の舗装をやったと。新年度については、予算資料等にも載っていますけれども、松葉町7の通りと8の通り、これらについてはオーバーレイしていこうという形で考えてございます。

ただ、やはり水たまりが極端にひどいとか、穴がかなりひどいという部分については、穴埋め舗装という形の中での取り組みをしているという形でございますので、ご理解い

ただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●菊池委員 みんなも町道を走っていてわかると思うんですけども、特に本町の若竹本通りがすごく傷んでいます。若竹のオーバーレイというか、それは何年ごろやりましたか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 若竹町については、3カ年計画にも載っていると思いますが、一応平成19年度に全面的なオーバーレイをしよう。今のようにオーバーレイを部分部分でやると、年間300万円程度なりの舗装でやっていくと、かなり年数がかかってしまうという形の中では、平成19年度に交付金事業によって全面的なオーバーレイ含めて、ちょっと歩道の整備を含めてやっていこうという形の中で、今、事業要求を北海道にしている関係で、3カ年計画の中で19年度に位置づけしているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●菊池委員 若竹の人はもちろんのこと、住民要望が高いんですけども、やっぱり全町の的に走っていて、あそこもかなり比較してゆがみがひどいと思うんですよね。ぜひとも早目の優先順位でやっていただきたいと、このように期待します。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には、全町的にかなり下水道跡の凹凸等の処理等についてまいますけれども、下水道の方の復旧も従来の幅よりも半断面まで多くなったという形の中では、今後、下水道整備に伴ってのそういう凹凸のあれも、大分、復旧が少し前よりよくなるという形の中では、それほど極端ではなくなるのかなとは判断していますが、いずれにいたしましても、道路の管理上、ひどい箇所から逐次やっていくように取り進めをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。
ほかございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目道路新設改良費。

13番。

●菊池委員 道路の照明管理並びに道路の照明整備事業についてお伺いたします。

いいんだね。

（発言する者あり）

●菊池委員 ああ、道路橋梁維持費、まだあったんだ、1 つ。すみません、よろしいですか。

（発言する者あり）

●菊池委員 松葉町の道路については、今回歩道の関係をやっていただきました。そして道路照明の関係で照明も整備していただきました。それで電柱と電気の処理についてお伺いたしますけれども、これは松葉町通りの道路改善によりまして、水銀灯も新しく取りかえたんでございますけれども、この電柱・電気の処理はどういうふうな形になっているんですか。

●委員長（音喜多委員） 13番さん、これは今終わったところの1 目道路橋梁維持費の話に戻る気がするんですが。

（「ちょっとお願いしたいんですけれども。新年度でもいいですよ」
の声あり）

●委員長（音喜多委員） そうしたら新年度でということでもいいですか。

（「いいですよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） あと2 目ございませんか、ここで、ほかの方。2 目ございませんね。

（な し）

●委員長（音喜多委員） では、進みます。

3 項河川費、1 目河川総務費。

13番。

●菊池委員 河川総務費でお伺いいたします。

奔渡川の改修事業でございますが、内容と見通しについてお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 奔渡川の河川改修事業でございますけれども、平成16年度より事業着手いたしまして、現在、奔渡のちょうどオソナイ橋から海の方に向かって左岸の方から今取り進めを行っている。左岸の部分の用地、河川敷地になる部分、必要な部分の用地買収等を昨年終わって、今回ちょうど町道との取りつけの部分から今、護岸工を取り進めている状況でございます。

今後、一応防衛の施設事業で、調整交付金事業でやっているわけですが、基本的にはあと、早い関係で終わらせようと思っておりますけれども、やっぱり3年から4年かかろうかなと。先にまず左岸の方をやった後に、右岸という形で整備を進めていくという関係でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 9番。

●松岡委員 別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業ですが、これはご承知のとおり当初は污水対策でもって、あの3つの川にダムをつくったらどうかということで、町がこれを申請して、1つはつくりました。しかしながらその後、学者らが集まって、イトウが上らなくなるとか、あるいは魚が上らなくなるといようなあれでもって再調査したわけですね。そしてダムはつくるべきではないと、そういう結論が出て、それにかわるものを、何とかして沿岸漁業対策として考えていかなければならんというあれなんですか。その結論はいつ出るんですか。

ということは、本当にのんきにそんなことを言っていられないと思うんですよ。実は同じ川の水系なんですけれども、私の住んでいたトライベツ、トライベツ川の支流なんですけれども、そこで大きな土取り場があって、そこで39年から40年にかけて業者が来て土を掘ったわけです。ところがそこから流れる土砂が、その川に入るところなんですけれども、その川というのがトライベツ川の支流なんですけれども、本当に山の岸を迂回して流れている川なんです。余りトライベツ川というのは魚はいないんですけれども、そこは魚の宝庫だったんです。ということは、私はトライベツにいたものですから、女房が10日に1回、あるいは10日に2回ぐらい茶内に買い出しに出るんですね。買い出しに出れば必ず私の好きな酒を買ってくるわけです。そうしたら、今日は女房が茶内へ行ったから酒買ってくるな、晩酌買ってくるなと思ったら、酒のさかながやっぱり心配になるんです。そしてその山の岸を迂回している川のそこへ行って、1時間か2時間、魚釣りに行くんですよ。物すごく釣れたんですね。ところが、そこをたまたま39年から4

0年にかけて、土木業者があの上の山でもって土砂を取ったわけです。そしてその後、行ってみたら、まあひどいといいますか、川が全部田んぼになっているんですよ。そういうことで魚が一匹もいなくなりました。しかしながら、それ以上続けなくて、1回か2回土砂を取っただけでやめたものですから、1年たったらそれが回復してもとに戻ったと、そういう経過があるわけです。

今の西フッポウシ川の着弾地、これはずっと未来永劫に続くわけですから、そうした場合、流域が長いからそう極端な汚れは出てこないと思うんですけども、これらの影響が沿岸漁業に影響してくるのではないかと。特に沿岸から河川に上って、川や、あるいは湖で産卵する魚——いわゆるチカとかキュウリとかコマイとか、そういったものに大きな影響があるのではなかろうかと思います。

ということは、そのデータはとっていませんけれども、漁組などの統計を調べますと、どんどん沿岸漁業の資源が減ってきているわけですね。今言ったその魚です。そういったことから考えて、これはやっぱり着弾地に関しては、行政はもっと真剣になってといいますか、これをやっぱり大きくとらえて、何とか考えていかなければならんと思うんです。

そして、ダムをつくるということがだめになって、その対策を何とか考えるということなんですが、その結論だっていつまでも長く延ばしておくわけにはいけないと思うんです。早くやはり委員会にあれば、その対策を講じてもらわなければいけない。木を植えるか何をするか知りませんが。そういったことをやっていかなければ、年々そういうような格好になって、その川が死の川になってしまうということも考えられるわけです。はっきりした、そのことによって魚が減っているということは断言はできませんけれども、そういうやっぱりおそれがあるわけですから、これはもう少しやっぱりこれに対して、行政として真剣に考えていってほしいと、かように思うわけですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

矢臼別演習場の別寒辺牛水系土砂流出対策委員会そのものについては、昨年9月に厚岸町で最終委員会を開き、その取りまとめを本年1月に防衛施設局と厚岸町に、委員長、副委員長のもとに施行されたわけございまして、その提言を受けて、今年、12番議員の一般質問にもお答えいたしました。その提言に基づいて、今年度についてはトライベツダムの改良、あわせて新たな発生源対策としての工法の一応実施設計、それから河川調査、当然、施設整備することによって、また水質とかいろいろなものがどう変わっていくのかという形の中で、やっぱり継続してモニタリング調査をしていくべきだという形の提言がありましたので、それに基づいて今取り進めているところでございまして、今年度、18年度については、トライベツダムの改良とあわせて、新たな土砂流出対策としての発生源対策として、どういう工法をどの場所に、どのぐらい、例えば山が崩れるような場合と、自然に落ちて川に土砂が流れそうな箇所と、それぞれ流域によって違ってきますから、それらに対してどういう対策がいいのかということを含めて、その提言

の中にいろいろな種類が一応出されております。それらの中から、この場所にはどれが適正なのかということもやりながら、そしてその結果を見ながら、改良を加えながら、それらの対策を早急に施していかなければいけないというふうに考えておりますし、そういう考え方の中で、防衛とも協議しながら、ちょっと調査、工法を具体的に、場所によってはこれとまだ特定していませんけれども、それらをどうやっていくかという形の方法論のいろいろのものについては、一応ある程度提言の中で出されておりますので、それらが現地に対して、どの工法がいいのかということをも十分調査した上で実施していくという考え方になりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 のんびりしてられないんですよ。これはもう 1 年 1 年とその汚れが、たまたまその流域が遠いから、急激には出てこないと思いますけれども、しかしながら現在、漁組市場へ行って調べてみればわかりますけれども、着弾地に土砂が流れるようになって、沿岸漁業の魚の資源が、急激には減らないけれども、少しずつ減ってきていることは間違いない事実であります。それが果たして土砂のあれによるのかどうかわかりませんが、そして皆さん方も町自体も、土砂の汚染度、そういうものを科学的にやっぱり分析して、データも出しております。それには何ら影響はないんですよ。だけれども、生き物ですから、果たしてそれだけでもって大丈夫だということになるかどうか、これからが心配なんですね。ということは、やはり徐々に沿岸資源が減ってきているということに対しては、我々はやはり危機を感じなければいけないと思うし、やはり演習場の土砂対策というものを本気になって考えていかなければならんのではないかと。

それから、その委員会だか何だか知らんけれども、それもそういう結論を出しているんですから、早急に対策を立ててもらわなければ、1 年おくれれば 1 年ずつその分、量が少しずつ減ってきているわけですよ。1 回にはがくと減らないけれども、どんどん減ってきているわけです。空知川というのかな、空知川の流域だと思うんですけれども、あそこについてもそうなんです。あそこの住民に聞いたら、演習場ができる前はヤマメもイワナも結構魚がいたんだと。しかし、今は何もいなくなったんですよ。こういうことを話したと聞いています。これは当時の演習場の対策委員であった元のナガサキ組合長が委員であったときに、その空知川を見に行ったときに、そこの住民から聞いているわけですよ。

だから、一気にがたがたとなるのではなくて、徐々に死の川になっていくんだよ。それがひいては厚岸町の沿岸漁民の、それこそ大きく言えば生活にも大きな影響を来すのではないかと。ひいては町のいろいろな経済にも大きな影響があるのではないかと。だからこのことをもう少し深刻に受けとめながら、常に注意を払って、このことをやはり対策を立ててほしいと思うわけですが、再度ご意見をお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答えします。

基本的には今の現況、施設整備によってどう変わるのかということは、当然モニタリング調査の結果で出てくるとい形になってくると思うし、今、質問者より、もともと何ら処置されていない河川、もう源流に近いところをリファレンスとして、基準の数値に置きながら、演習場内から出てくる水のチェックを水質調査を含めてやっている。そういう状況でございますし、今後やはり演習場の特殊性というか、機能性という形の中で、今後やはり裸地化というか、どんどん傷むところも出てくるだろうと。それらに対して、やはり早急な対策ということも当然必要と。

そういう中で、やはり現況を把握した上で、早期にできる箇所からやっていくという形になりますが、ただ演習場の機能性を尊重していくと、なかなかできる箇所、できない箇所、いろいろちょっとありますけれども、それらについても十分、演習場、さらには北部方面本部等と協議をしながら、できる早い対策を施していくようにしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 先ほども言ったように、本当にやっぱり急いでやらなければならないことだと思うんですよ。今でもやっぱり少しずつ魚は減っていつているんですよ。これは果たして演習場の土砂のせいかわかりませんが、しかしやはりそういうことも十分考える必要があると思うんです。

それから、やっぱりそれを、ダムにかわる対策として何がいいのかということは、これは私の私見ですけども、やはり立木によってそれをとめていくことが一番適切ではないかと思うんです。ということは、フツポウシ川、あるいは別寒辺牛川ですか、今かなりの湿原ですか、木の立っていない谷地の中を流れている区域があるわけです。その区域にやはり木を植えて、両側に50メートルぐらいの幅で木を植えていけば、その木が汚水を清めてくれる、そういうふうに考えられますが、そういったことにしても、早く手をつけて、木を植えるのなら植えるようにして、木が育つのはかなり時間がかかるわけですから、早急に取りかかる必要があると思うんですけども、ここらあたりをもう少し真剣に考えて、ひいては厚岸町の漁業の将来に大きな影響があるんだというふうに考えて、やっぱり対策を練ってほしいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

今、質問者言われた植林そのものも、現状の中で演習場内を防衛施設局の方で実施しております。そして、今回の提言があった一つの土砂流出対策の中にも、当然そういう植林、植栽といいますか、そういうことも提言の中に含まれております。当然そういう場所が望ましいという箇所も出てきます。それらについても、当然新たな土砂流出対策という形の中で取り組まなければならない。ただ、その手法そのものが、演習場内の特

殊性があるので、地元で行うものなのか、町が委託を受けてやるものなのか、それとも防衛施設局でやるものなのかという形も、当然この事業の遂行の中では協議しながら取り進めていかなければならないと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 先ほど言ったように、そうのんびりしたものではないですよ。早く話し合いをして、結論を出してもらって、もし木を植えるのだったら、その木がある程度汚水対策に役立つまでには、必ず年限がかかるわけですよ。少なくとも最低でもやっぱり10年はかかるでしょう。そういったことを考えたら、早急にやっぱり取り組んでいく必要があると思うんです。川の縁に木を植えて、そういう対策をとるということは、これは演習場対策ばかりでなくて、ほかのいろいろな面にも、木を植えるということは恩恵があると思うんですが、そこらあたりも両方考えあわせて、それを早く進めてほしい。とにかくかなりあの川は、私の庭みたいになっているところだからわかるんですけども、半分以上は湿原を流れているんですよ。木も何も立っていないところを流れているんですよ。その縁に木を植えれば、そこを林にしていれば、木がそういった汚染を取り除いてくれるのではなかろうかと、こういうふうに思うわけですが、再度お考えをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

この砂防ダムの問題であります。松岡議員よくご承知のとおりでありまして、平成9年に厚岸湖を守るために、土砂流出対策として行われた事業であります。当初3基のダムをつくるということで工事が行われたわけですが、1基が完成した中で、いろいろな問題が惹起をされたということでございます。

そういう中で、検討委員会がいろいろと土砂流出防止対策の中での協議が行われまして、去る2月に検討委員会から防衛施設局並びに厚岸町に答申が出たわけでありまして。

そういう中で、ダムは第1基につきましては、スリット方式に改修する、その他については、今、松岡委員が指摘されたとおりでありまして、今後どういう方法で土砂流出対策を講ずるのか、厚岸町としてもやはり何といたっても厚岸湖は漁業活動の場であり、漁業者の生活の場でもあります。そういう意味におきまして、当初の趣旨に沿った速やかなる工法の中で、土砂流出対策が行われますことを、強く今後とも要請してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●松岡委員 町長の今のご答弁をお聞きして、幾らか気のおもりがとれたような気がしますけれども、本当に心配なんです。ということは、余りにも湿原の中を、木の立って

いないところを川が流れているんです、あの川は。ちょうど釧路川の釧路湿原ですか、あの中を流れていると同じような格好なんですよ。そういったことを考えた場合、やはり何かの予防対策、防止対策を考えなければならんと思うんですが、これは素人考えでまことに申しわけないんですけども、それが手っ取り早い対策ではないかなと、こういうふうに思うわけですが、とにかく木を植えるということは、そればかりでなく、そのほかに目的以外にもいろいろな利益があるわけですから、そこらあたりも考えながら、早急にやっぱりこの問題は取りかかってほしい。これがおくれればおくれるほど、将来に向かって、10年後、15年後に漁業者が、その影響を受けて泣くという時代が来るような気がしてならないわけです。そんなことをあれするためにも、やはりもっと演習場のいわゆる着弾地に対する汚水対策については、もっと真剣になって取り組んでほしいと。今でも真剣になって取り組んでいるんでしょうけれども、積極的にやっぱり取り組んでほしいと、このように思います。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 町長

●町長（若狭町長） 本当によくわかりました。さらに防衛施設局等に強く要請してまいりたいと、かように思いますので、ご理解をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●安達委員 ここで尾幌川の河川改修の件での質問でありますけれども、進捗状況と、それから計画をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 二級河川尾幌川の現在取り進み中で、ちょうど今、カイロウ橋、ちょうど尾幌の市街地、信号機のあるところからゴルフ場に行く途中の橋梁部分、ありますね、その橋梁の切りかえ周辺の改修を今、道路部分、あれは道道釧路浜中根室線だったと思いますが、それと道路部分と橋梁部分、しかし河川の事業と道路の事業をあわせて、その周辺をやっていますので、今の進捗そのものは、ちょうどその箇所を進めている状況ということでございます。

（「計画は」の声あり）

●建設課長（北村課長） 今後計画は、そこを終わった後には、上流部の方に進んでいくという形で、その上流部の方には落差工もありますので、それらの改修を含めていくという形で、最終的な計画、かなり事業費そのものは今厳しい状況、3 億円ベースなりになっていますけれども、鉄道橋のところまでの一応整備計画、全体計画と尾幌川の河口部から4.1キロメートルですか、それが全計画延長ということでございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●安達委員 そうすると、落差工、あの間、これからやる、2カ所ぐらいあるんですか、あれ、落差工ありますよね。それは解消されるのかということなんですけれども。

それと、その川の目的は、さっき9番さんが一生懸命訴えていたとおりで、尾幌川も全く同じなんですよね。それで私ちょっと心配しているのが、今の河川改修ですね、これは水流しの原理なんですよね。大水が出るからスムーズに水を流すという発想で工事がやられてきているのかなと、簡単に言うとそういう気がしているんですけれども、やはり今、釧路湿原にある釧路川ですね、あのあたりもわざわざまたお金をかけて昔の形に戻しているという、人間とは浅はかなものかなと思って見ているんですけれども、尾幌川の河川改修にしても同じような発想でやられているんですよね。今までやってきた部分については、これはやむを得ないのかなという気はしているんですけれども、まだ改修に全然手をつけていない部分がありますよね。これから改修に向けて、やはりただ洪水を防ぐだけという、もちろんそれは一番大事なことですけれども、やはり自然を大切にするというか、その川に生き物も生存できるというか、そういうことも考慮した、やっぱり自然体に合わせたそういう改修も、これからは必要ではないかなと思うんですよね。

だから、これから土現の計画なんでしょうけれども、その辺の住民のやっぱり意向というか、サケ・マスですね、またいろいろな魚類の生存できるような発想を大事にしてください、改修の方法を変えていただけないのかなと。やっぱり今ある自然にできている蛇行ですね、やっぱりあれはある程度、余りひどい蛇行の部分については、これは別ですけれども、多少の蛇行のものについては、残すような工夫でこれから計画してもらえないのかなという気持ちなんですけれども、その辺についてはいかがなものでしょう。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 質問者言われるとおり、二級河川尾幌川については、北海道の事業という形の中で、事業を着手する以前に、やはり昭和60年だったと思いますが、大雨洪水のために、もうあの地区が全川冠水したという形の中で、当然そのときは普通河川でしたから、町で対応できる状態ではないという形の中では、北海道にお願いし、二級河川に指定していただいて、北海道によって整備していただいたと。その認可いただいた整備手法としては、いろいろ自然に近い状況にしようとか、いろいろなことが議論されたし、当然、上流から流れてくる川の水は海に流れるという形で、漁業への影響等も危惧されたものですから、そういうことの解消を含めて調査もし、漁業者の理解を得ながら工事は進めているし、その当時から、議会からも陳情したように、あの当時は落差工の早目の解消という形も、当然、遡上する魚をいかに自然に戻してあげるかという形では、落差工の早期解消という形でも、当然その中で配慮されて動いてきているという形、それで一番大きな落差工については、既に解消を終わりました。その後、あとは

上流部まで、あとたしか全体で5つだったか7つだったか、ちょっと今記憶で話しているのかもしれませんが、まだ鉄道橋までの間には、何カ所かの落差工がございます。それらの解消を含めて、今後、土現さんの方には落差工の早期解消という形で今お願いしているところがございますし、今既に事業認可を受けたところを、そして今の手法でいくと河床を変えず、中断面から幅広くして、大雨のときに早くにそこをきれいにして、農地そのものを早く冠水対策として、早く切って、きれいにしてやろうという形で、河床を変えず、広い断面で水を受けようという形の考え方で今事業を進めておりますので、これらをまた変える、自然に戻すという形になると、当然、農業者から協力をいただいた用地処理の問題も含めて課題はあろうかと思います。

いずれにしても、ああいう、今、直線的な川ですね、あそこの場所については、ほとんど、前は確かに古川という形だったんですけれども、今は直線的な形になっていますので、その中をいかに自然に、ある程度河床をちょさない状況の中で解消していくかという形で今事業を進めている状況でございますので、ご理解をいただきたい。

ただ、そういうお話そのものは、土現さんともお話としては、当然うちの方としては、一応地域の望む声として、よしんば地域の方々、そういうものの声がどうしてもそうということになれば、当然私たちとしては北海道に対しても、協議を進めていかなければならないか、今現状の中では、すべて受益者であるとか、海の方までも含めて、こういう断面でこうしていきますよという形の説明を終えて進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

- 安達委員 今、18年度も工事にかかっていくんですけれども、恐らくこれから今後の工事の計画についても、従来どおりの何カ年かの計画の、そういう計画の工法というか、でやられるのかなという気がしているんですよね。だから、本当に人間、イタチごっこみたいな感じもあって、昔は蛇行した本当に自然の川でも、大水はなかったんですよね。本当に100年に1回の大雨と言われた、あれは60年ごろだったですかね、100ミリ超して、そういうことが1回あったんですけれども、それもそれほど被害をこうむるような洪水ではなかった。あれは私の知っている範囲では一番大きい洪水だったんですけれども、それはやはり山に木がないというのが、これが一番の致命傷だと思うんですよね。これはやっぱり自然を壊した人間が、そういう原因をつくったんだと思うんだけど、ここでそれを論じてもやむを得ないんですけれども、やはり今ある計画を、先ほど言ったように、ぜひ工法を見直していただいて、できるだけ、先ほど言ったように大きい蛇行は、多少のやっぱり水の流れをよくしなければならんと思うんですけれども、少しぐらい、魚が休めるぐらいのそういう自然体のものは、やっぱり残してもらいたいような形、それと今、下の方はきれいになったので、本当に今、水はかなりの雨が降っても、ほとんど水位は変わっていないですよね。やっぱりあれは下の方をきれいにしたからだと思うんですけれども、その辺も考慮に入れながら、これから今の計画を変えていただくような形で働きかけていただきたいなと。

それともう1つ、今、一番最初から手がけた場所の上尾幌上流ですね、上尾幌地域の

中にある場所、去年もこれ申し上げたと思うんですけれども、柳の木が川の中に相当大きく生えてしまっているんですよ。これはもう一番の洪水を招く原因かなと。やっぱり大雨が来ますと、どうしても流木だとかいろいろなごみが流れて、それがひっかかって、そして水がそこにだんだんたまっていくというのが、一つの洪水の原因にもなると思うんですけれども、柳の川の中に生えているやつ、あれは倒さないと、かえってその方が私は心配なんですよね。その辺も土現さんによくお伝えいただいて、あれを整理してもらおうということも、あわせてお願いしたいんですけれども、いかがなものでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 尾幌川の河川改修については、既にまだ認可の中で今進めている事業でございます。その改修、新たに工法を変えるという形になると、また地域の合意形成も含めて当然必要という形になってきますので、現実的には確かに旧河川は、それなりに蛇行していたけれども、今現在の河川そのものは、ある程度直線的になってきている。そのやつの中でも、現在それを河床を変えないでという形の工法で今進めている状況でございますので、やはりそれらを古くせいという形には、これは地域合意という形の中でなければ、土現に対して、それらの工法を変えてくれとかという形は、ちょっと難しいのかなと。

ただ、いずれにしても、そういう提案があったことは、まず基本的には土現に伝えて、今後、改修できるとすれば、その手法がどうなのかと。地域合意形成はどうやってつけていくのかということの検討もしていかなければならない、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと。

それから、上流部の上尾幌地区の当然、河川の中に、一番柳が強いから、基本的にはのり面を擁護するためにある分も自然に生えてくる分もありますので、それらについては現状の河川管理という形の中では、釧路土現の事業課の方に、そちらの方には伝えて、そういうことのないように、流木やなんかが来ても、それをとめて流れを阻害することのないような管理のお願いをしていきたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●安達委員 地域のそういう要望というか、それはやっぱり10年前と現在は相当認識が変わってきていると思うんですよ。要するに大水が出るから水を流せばいいんだというのが従来の考え方だったんだろうと思うんですけれども、先ほど言ったような形で、やっぱり物の考え方は、自然回帰という物の考え方に相当変わってきていると思うんですね。その辺、我々のこういう要望は、自然に近い形にしたいという要望なんですけれども、従来の洪水をなくするというのと抱き合わせた両方の考え方で、これからの計画に当たって、そういう考え方でもってやっていただければ、やっぱり我々地域としても、私は昔から今の真っすぐ切りかえる工法というのは好きではないんですけれども、好き

嫌いではなくて、自然に近い形、ある程度の洪水を招かない程度の普通に近い形というか、こういうことをぜひ考慮に入れてやっていただきたいと思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

何回も答弁、同じくなりますけれども、基本的には北海道の事業。やはり当然、今、質問者言われたとおり、今の計画断面をつくる段階でも、自然、親水性の河川をとかいろいろな形が言われて、いろいろなことが議論されて、今の工法で進められてきていると。確かに事業着手からかなりの年数がたってくれば、周りのそういう思いとか、いろいろな環境が変わってきていると思います。

ただ、いずれにしても、そういう思いは、地域のこのような議論がありましたという形では、当然、土現の方にも伝えていかなければならない。ただ、それではそれに対してどうなのかと。変えることの手法として、どういうことが考えられて、それで地域に対して合意形成ができるのかを含めて、それらの検討を進めるには、また多くの時間がかかっていくという形になろうかと思しますので、一応現在の計画がそういう取り進めの中で、こういう声を土現さんの方には伝えますけれども、それらに対して、即その検討をして、地域とすべてそうなっていくかという、今すぐ即答できる話ではないし、ただ基本的には、そういう整備背景等も踏まえながら、土現と協議していきたいというふうに考えておりますので。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほかございませんか。

7 番。

●中屋委員 別寒辺牛の砂防ダム事業計画でお伺いいたします。

当初の予算では、別寒辺牛の砂防ダム建設整備事業で当初5,800万円、半端は別といたしまして、予算を組んでいた中、その中に河川の調査委託料が5,500万円相当の金額が組まれております。それが3,100万円減額になってきておりますが、これは砂防ダムの工事が中止になって、河川の調査が要らなくなったのか、それとも十分調査されて、結果これだけの金額が減額になったのか、まずお伺いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

この業務そのもの自体は、基本的な河川調査、それから砂防ダムの改良に向けた実施設計調査、それから新たな発生源対策に伴う対策の調査という三本柱というか、3つの柱の中で進めてきております。その中で今回は実施設計分については、今上がってきておりますし、河川調査の今までの水質調査は、継続してやっている分については、基本

的にはやってきたと。

ただ、今後、防衛と打ち合わせの中で、当初予算で計上していた関係では、当然、先ほど言いました検討委員会の委員さんたちから言われる調査項目等もございまして、それらの今後の調査、こういう提言とか、こういうことをした方がいいよという形を受けて調査しなければならない問題、そういうものがある程度、ずっと今までの河川調査の基礎データの中から、今後含めてこの調査は要らないのではないかと、そういう項目の減、そういう調査項目は今やる必要がなくなってきたというか、今の段階ではですね、そういう調査項目は今はいいいよという、ある程度想定した額で予算要求していたんですけども、委員会の提言とかいろいろ踏まえた中でやっていって、今回この調査費は今年度については調査必要なしという形で減額措置させていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 7 番。

●中屋委員 その調査は、どういう調査が要らなくなったのか、私はまるっきりわかりませんが、それはどういう調査が委員会でもって要らないですよということになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

具体的には、予算要求段階では、防衛施設局から町、本町含めていろいろ可能性がある調査項目をいろいろ、ただマクロな表現の仕方をしています。単なる一応河川調査。それで今後含めて工事をするということによってどうなって、モニタリング調査以外に絶えずあの環境を把握するために、そういうある程度自動的に見られる調査項目も必要ではないのか、長年やっていくために、というようなことも提案がありましたので、一応概算で上げている。そういうものが今現実的に、長期間、高いお金をかけてそこまでの調査が必要なのかどうかという議論も含めてありまして、今は現実的に行っている調査項目のモニタリング調査、それ以上のことについては、今回は見送るという感じで落ちていると。

したがって、何と何があるという形で、河川調査一式でマクロな話になっていますので、何と何が落ちたという形ではちょっと説明できませんので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 7 番。

●中屋委員 モニタリング調査してみないとわからないですよ。わからないですけどもね。

これは、そうしたら新年度のあれはまだ見ていないんですけれども、継続して調査するという、大事なものに対しては調査していくという提示はしているんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 新年度についても、改良工事等を含めて河川調査という形でモニタリング調査なるものは当然継続して進めていくという考え方でございますので。

それと、新たに新年度については、先ほども言いました新たな発生源対策、土砂流出対策の調査設計含めて計上しているという形でございますので、ご理解いただきたい。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●中屋委員 先ほど来、9番、松岡委員からこの河川は絶対、別寒辺牛というのは、砂防ダムのあれは大事だと。厚岸湖、厚岸湾につながっている源だということでもありますので、しっかりと調査をして、いい結果を残していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 今後とも防衛施設局の方に要望し、対応していきたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） この目でございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。3目下水道費。

6項住宅費、1目建築総務費。2目住宅管理費。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。2目災害対策費。

1番。

●室崎委員 1つは避難路の話なんですけど、このごろ出てきたちょっと専門家の話を見ると、道東区域における大きな津波を伴ったり、伴わないときもあるんですが、大きな地震というのが、大体10月から3月いっぱいぐらいに集中しているんだそうですよ。言われてみると、真夏の大きな地震って余り聞いたことないんですね。それは地球内部のいろいろな理論的な話とどうも結びついて、今、専門家の間で言われているんだそうです。その難しい話は私わかりませんので、そんなこと今、また聞きで言ったってしょうがありませんけれども。

それで、そうしますと可能性としては、夏の青葉若葉の季節に起きるよりも、冬の雪や氷のあるときに津波だ、逃げろというようなことが、どうも可能性として多いようです。もちろん夏に絶対来ないなんていうことも言えないでしょうけれども。

それで、避難路の中には、大変急峻なところを上って、高いところへ上がらなければならないところもたくさんありますよね。そういうものについても、今どうも冬の方が可能性が高いというようなことを専門家が言い出しているとすれば、やはり相当にそういう部分にも意を払いながら避難路の整備も考えていかなければならないと思うんですよ。このあたりの検討はどうなっていますでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

ちょっと私、まだ10月から3月に集中するかどうかというお話は別にいたしまして、地震災害、津波災害というのは、いつ起きるかわからない。そういうものに対応していかなければならないというのは、おっしゃるとおりでございます、そういった部分で対応を考えていかなければならないというのは、当然のことかなというふうに思います。

それで、ご案内のとおり、厚岸町のいわゆる現在の緊急避難場所、特に津波の緊急避難場所でございますけれども、これまでに答えしているように、海拔10メートル以上のところを設定いたしまして、それぞれに緊急避難場所、町内40数カ所を設けさせていただいていると。中には、おっしゃるような非常に急なところを上っていかなければならないところ、多々ございます。

それで、特に冬期間での除雪対策という部分になってくるわけでございますけれども、一応、町の行う町道の除雪、こういったところの中で、建設課との協議の中、一つは優先してあける箇所に位置づけてもらうというような考え方の中で、行っているのが実態でございます。

ただ、どうしても雪の量にもよりますけれども、幹線道路等々の作業、まずあけなければならないというような事情がございまして、そちらの方に全機械力、精力をつぎ込まなければならない。その後にならざるを得ないというような実態があるわけでございますけれども、この辺の避難路については、できるだけ早い時期に確保できるような形で作業形態をとっていただくというような形で、今日まで進んできている状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 階段になったり、あるいは木道をつくったりして、がけのところを上っているようなところを除雪せえという方が無理ですよ。だから冬にはこの避難路は使えないというものも当然あると思うんです。そのあたりをやはりきちっと区分けをしていく必要もあるのではないかと。今のところ避難路の説明をするパンフレットなんかを見ますと、オールシーズンで全部書いていますからね。だけれども実際に、もし今、何人かのそういう学者さんたちが、統計的にも、それから理論的にも合っているというような話をしているんだそうですよ。

そんなようなことになってきて、かんからかんにしばれているようなときに、そういうものが来たりしたときに、図面ではここ避難路なんだけれどもというようなものが、

ちゃんとあいていないからけしからんなんていう話にはならないと思います。

そうすると、やっぱり何月から何月までは、これは使えない避難路だと。それからここは使えるからきちっと確保しようというようなことも含めて、やはり検討をしていく必要が、これが別に、今、課長おっしゃるように、冬期間に災害が集中するからとかしないからとかということのを抜きにして、いつ来てもいいようにということだろうというふうに思います。

それと、今、冬期間の話はこのぐらいにして、夏でも例えば雨で相当えぐれていたとか、あるいは一部木のはしごといいか、板状のところを歩いていくんだけれども、その滑りどめがとれていたとか、いろいろな話を町民の方から聞くんですよ。ずるずる滑っておっかなかったとかね。たまたまそれは避難をするために上がったのではなくて、山の上まで上がってみようというんで、そこを利用して見たらというようなたまたまの話です。

それで、これ定期的に、1カ所について何カ月に一遍かというふうに定期点検をするような、まさにいつ来るかわからないという話を担当課長おっしゃっていますから、それに乗っかって言うんですけれども、そういう体制というのはできていますでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、最初の方の避難路の確保という部分、おっしゃられる意味、十分私も理解をいたします。

それで、現在、これまでもここでもお話ししてきておりますけれども、北海道では現在、津波のシミュレーション、要するに大きな地震が起きたとき、太平洋沿岸の各地区にどの程度の津波が押し寄せるかという浸水予測図なるものを、科学的といいましょうか、これまでの地震の発生の状況だとか、そういう部分をとらえながら、一応示すと。これがもう今年度末に来ておりますけれども、間もなく北海道の方から示されることになってございます。そういったようなものが示されますと、当然それに基づいて、避難場所の関係、位置関係だとかというような部分の再検討も必要になってくるというふうに思いますし、今、1番委員さんの方から提言いただいたこと等々を踏まえまして、新たに避難場所のあり方という部分は検討させていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、避難路の確保の関係でございまして、おっしゃられるように緊急避難場所においては、いわゆる緊急避難場所だけとして位置づけている部分、いわゆる階段等で位置づけている部分、それから既存のいろいろな施設の高台施設、こういったような形の中で、避難道路がつけられている、あるいは避難路がつけられているというような形の中で、それを利用するといういろいろなケースがあるわけでございまして、それぞれの施設管理の中で、総務の方の立場といたしましては、そういうまず施設所有をしているところがあれば、そういう施設管理の中でやっていただくということで行っておりますし、それから完全な純然たる避難場所という位置づけの中で、例えば避難階段というような位置づけでつけられたものについては、総務課の方で年に一度の点検、それからいわゆる地域の方々からの目視等々によります情報を得ながら、それによ

って対応するというような方法をとってきているのが現状でございます。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 年に一度の点検ということでは、今のような話が出てくるということは、足りないのかなという気もいたします。それから、近隣住民にその情報を提供していただくのであるならば、きちんと提供して、たまたま気づいた方だけがぼんというのではなくて、行ってもらうような何らかの、総務課の職員だけで全部回るというのは不可能であるならばですよ、そういうようないろいろな手だてをつくって、やはり目配りを常にしているような体制をつくっていただきたいと思いますので、これはよろしく願います。どうも時々そういうような声が聞こえてきますから。

それと、もう 1 点なんですが、ちょっとここでしか聞きようがないので、委員長、すみません、ちょっと災害に絡めてお聞きしますが、若竹町の方に大きな工場の跡が、いわば廃墟のような状況になって現在あるわけです。この前の大風が吹いたときにも、近隣の方から非常に恐ろしいというような表現をもって相談を受けました。もしあの鉄板がはがれて飛んだりしたら、どうなるんだろうと思うと、大風が吹いたときは、なかなかおっかないんだというような、そうだろうなと思って話を聞きました。

ただ、私、そのときに、あれは町の所有かどうかわからないので、町の方で何らかの手が打てるのかどうかもわからないと。もし打てるものであれば、厚岸町のことだから、きちんともう既にやっているのではないだろうか。それをやっていないということは、手が出せないような状況なのかなという程度の話しかできませんでした。それでこれについては、どういう状況なのか、そしてどこが責任を持って、そんな事故が起きないようにしなければならないのか、それから町としては何ができるのか、そういうような内容について、ちょっとご説明いただきたいんです。災害の予防という観点からで。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

建築物という形の中で、確認申請等を受けて建設されているという形のものです、当然あれは特殊建築物という形では、私どもの確認ではなく、北海道のものになるという形になります。

一般的な住宅でちょっとお話しさせていただきますと、当然、個人の木造住宅やなんかでも、老朽化して、住む人がいなくて、施設が老朽化して屋根がはがれたとか、窓が飛んだとか、それが道路上に落ちてくる、危険だという形の中で、町民の方から連絡が来て、その都度、道路管理上から言っても問題がありという形の中では、所有者を探して、そこに連絡をして、建築基準法上でいきますと、第 8 条に建物の維持保全という形の中で、当然、施設の、もちろん建設者もそうですし、管理者も含めて、そういう責任を、適正な維持管理を行わなければならないという形でやらなければならないというふうになってございますので、そういう連絡をとって、屋根が飛ばないように処置とか、解体命令という形は出しませんが、飛ばないように処置をしてくれとか、いろい

ろな形で、そういうふうには指導して行っておりません。

今回の方は、物件そのものについても、基本的には当然、地元の厚岸町の中であれば、うちも現地行政庁として、建築主事もいますので、基本的には所有者を探して、維持保全をお願いするという形には、厚岸町としては行っていかなければならないというふうに、今判断せざるを得ないのかなと。

ただ、それ以上の処置を講ずるとかとなると、先ほど言いましたように北海道の特殊建築物という形になりますので、北海道がそれらの指導だとかを行わなければならない、そういう流れになるのかなという形で考えております。

ただ、その建物そのものをやるためには、いろいろな問題、所有者の特定も含めて大変なんですけれども、物件によっては、いろいろまた違う問題もございますので、かなり課題は大きいのかなという形では考えております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 いろいろな法律的な隘路があると思うんです。今言ったように建築確認を出しているのが道であるとすれば、道の方にだって責任ないわけではないんですよね。やはり道に対して町は強く言うべきだろうというふうにも思います。

それから、たしかあれ競売にかかっていると聞いたんですよね。今、競売に出ているんじゃないのかな。そうすると裁判所の方に、やはり何の責任もないのかというような問題もありますよね。恐らく裁判所というところは、人を裁いても自分は裁かれるところではないですから、恐らく余りあるというようなことは言わないと思いますけれども、やはり言うだけは言うていく必要があるのではないかと。

やはり、もし鉄板が風に飛んだりしたら、あの高さから飛んでくるわけですから、そんな真下に落ちるなんていうものではありませんので、相当、悪く考えると大きな被害が出かねないんですよね。それであれだけ老朽しているから、いつ何があるかわからないというような感じですし、やはり町としてできることを、今言うとはほとんどないような感じでしたけれども、やっぱりそれぞれの関係機関に強く訴えて、災害が起こらないように未然に、どの程度のことができるかという話は今こっちへ置いて、できるだけのことをしていただきたいと、そういうふうには思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 先ほども言ったように、支庁とも十分相談して、それとそれに伴う、物件によっていろいろな問題がついてきますので、その辺についても、北海道と相談しながら早急な、何ができるか含めて、質問者言われたとおりなんですけれども、そういうことで事前の対策、その辺について支庁とも相談し、対策を検討してみたい、そういうふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「裁判所は」の声あり）

- 建設課長（北村課長） ええ、それも一つの案件ではないのかなと。例えば、それは……

（発言する者あり）

- 委員長（音喜多委員） 助役。

- 助役（大沼助役） 補足をさせていただきます。

あの物件は、一時期競売に付されておりました。しかし、それを取得したいという方がおられず、競売は取り下げられております。

それで、実はこの件は、数年前にあの周辺に子供たちが入って非常に危険であるという議会からのご指摘をいただいて、とりあえず子供たちがあの中に入らないようにというような対策で、さくを設置をした経過がございます。今回のこの件も、実は顧問弁護士の方に相談をさせていただきました。そうしましたら、町としては、あそこのあの建物について、今、株式会社の所有になっているんだけど、実態がないというふうになっておりまして、ただしそこには債権者がついていると。もし町がその物件にいろいろな手を加えるということになると、その債権者の方から損害賠償等々の請求を受けなければならない事態になることもあるということで、町がああ物件に対して手を加えるということはどうか、慎重に考えなければならないだろうと。

ただし、今、建設課長の方からも答弁がありましたように、北海道の方にも、ああいう危険な建物をそのまま放置しておいて、我々もよしとしないわけでありまして、町民の皆さんも相当ご心配をされていると思われますので、どういう方法で危険回避ができるのか、もうちょっと時間をいただいて、北海道の方とも相談をさせていただいて、対処を考えたいと、そのように考えております。

（「了解、結構です」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（なし）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。2 目事務局費。3 目教育振興費。
4 目教員住宅費。5 目就学奨励費。6 目スクールバス管理費。
2 項小学校費、1 目学校運営費。2 目学校管理費。
12 番。

- 谷口委員 今回予算にある校舎の屋根雪おろし委託料、これはどこの学校でやったものなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、学校の公務補さんですか、用務員というのか、公務補というのが正確なの

かな、今、一括した形で公務補さんたちが仕事をされていると思うんですけども、これの車の運営費だとかガソリン代だとか、そういう燃料代、こういうものはどのぐらい今年度かかったのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

まず、雪おろしの委託料の件でございますけれども、これは尾幌小・中学校と厚静小学校、この2つの学校の雪おろしの委託ということでございます。

次に、少々時間いただけますでしょうか、管理費の件。

●委員長（音喜多委員） 休憩いたします。

午後 2 時38分休憩

午後 2 時42分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まことに申しわけございません、時間をとらせまして。

まず、車両消耗品でございますけれども、9万4,000円、それからガソリン代で17万2,000円、それから車両修繕その他でございますが、7万5,000円、トータルで34万1,000円ということになってございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 この雪おろしなんですけど、これは校舎本体か、例えば北側に残った雪が落ちないので落としたとか、そういうことなんでしょうか。

それから、今、公務補さんの34万1,000円ということなんですけど、これは例えば前年度まで各学校ごとに配置されていましたよね。あるいは、例えば何と言ったっけな、忘れたけれども、夏休みか、そういう時期に公務補さんたちがいない学校にみんなして行って、共同作業と言っていましたか、そういうことをやったのと、今年やってみたのと、効果的にはどうなんでしょう。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、雪おろしの件でございますけれども、おっしゃるとおりこの2つの学校につきましては、勾配が少のうございます。したがって、ほとんど北側の方の面積になるわけですけども、ほとんど雪が落ちないという状況にな

ってございます。それで従来、実はそういう状況の中で、ちょうど今時期、スガモレという状況が起こります。雪が落ちないために、その下が凍ってしまって、それが解け出すという状況の中で、実は雨漏りがひどい状況になる。この2つの学校がそういう状況になるものですから、雪をおろさざるを得ないということでありました。

それで、実は昨年まで、私どもも含めて、職員、それから公務補さんをお願いして、実は雪おろししていた実態がでございます。しかし、常々考えてございましたけれども、かなり危険な作業であるということで、今年度からやはり委託する中で、安全対策をとる中で、そういう作業を行わなければならないという状況の中で、今回補正させていただいた次第でございます。

それと、集中管理でございますけれども、当然、昨年まではそういう夏休み、冬休み、春休みも含めて、そういう休業期間の中で共同作業を行ってまいりましたけれども、やはり今回、集中管理、今年度から始めたわけですがけれども、いろいろな問題も抱えてございますけれども、やはり効果という面では、今まででき得なかった、例えば各学校の物置の整理、それから捨てられなかった物、その他の部分がかなり整理が進んできてございます。そういう点では、かなり効果があったんだろうというふうに認識していますし、ただ先ほども言いましたように、これから、いろいろな経験を1年間やってまいりましたので、その中でやはり考えていかなければならない部分も多く含んでございますので、今年度、来年度に向けまして、協議検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 雪おろしの方はわかりました。

公務補さんの集中管理の問題なんですけれども、かなり効果が期待されるのかなと。大々的に何かかなり胸張って、こんなにいいですよという話だったんだけれども、物置の整理が唯一の効果というのでは、ちょっと、この場で話されたのでは、余りにも寂しい話ではないのかなというふうに思うんですよ。

ところが、見ている町の人たちのいろいろな声を聞きますと、非常に何か効果的な仕事をやっているんだろうかという話が聞こえているんですよ。例えば公務補さんは全部、朝は集まらなければならない。それから分散して仕事する場合でも、それぞれ何台かに分乗しながら、その現場まで行かなければならない。また昼になったら戻ってくる。そして仕事に行く。そうしたら帰る時間があるから、それに合わせた時間までに帰ってこなければならない。非常に効率の悪い仕事の仕方、あれが公務員の仕事なんだろうかというようなことが言われているんですけれども、そういうことに対しては、どのように考えているかお伺いをしたいと。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 先ほども申し上げましたように、効果は別に物置が整理されたということだけではございません。いろいろな面で修繕、一番大きいのは、やは

り修繕につきまして、各学校において、限られた予算の中で進まない修繕について、一定程度進んでいるということが挙げられるかなというふうに考えてございます。

次に、公務補さんたちの一日のスケジュールの問題でございますけれども、確かにご指摘のような部分は聞いてございます。お昼については、例えば草刈りとかに集中していくときには戻ってまいりませんけれども、確かに朝一度集まらなければならない。それで終了時までに戻るといった往復の時間、そういうものは、やはりどうなのかというご意見も伺ってございます。それらにつきましても、実は今、校長会、教頭会含めて、来年度に向けた体制づくり、その中で検討事項として上がってございます。どういう状況の中でそれらを整理していくかということがありますけれども、実はその目的の中に絶対数の足りない人数で、どういうふうに学校をケアしていくかということが柱になってございますので、その辺をまず崩さないように、どれだけの対応ができていけるか、これは来年度に向けて、今の一日のスケジュールの問題も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 なかなか1回決めたことというのは、変更するのは、1年やって、もう変わるのかというようなことというのは、なかなか決断が難しいと思うんですね。特にアドバルーンが高ければ高いほど、大きければ大きいほど、そういうのは難しいと思うんです。ですけれども、やはり非常に不合理だなというものは、やっぱりきちんと改革をしていかないと、その後の方が大変だと思うんですよ。それから、それに携わっている人たちに対する風当たりにもなるわけですね。

そういうことからすれば、やはり今までやってきたことと今回やってきたことを、きちんと反省しながらやっていかなければ、何か物置と例えば修繕だ、そういうのだったら、今までやっていた共同作業だとか、そういうもので十分やれることではないかと思うし、それからどうしても公務補さんがいないところには、何日か置きに今いる学校の人たちがかわるがわる一日配置をするとか、そういうことができたのではないのかなというふうに思うんですよ。それを今回のようなことをやってしまうと、結果的には公務補さんの仕事はどこからどこまでなのか、そういう問題まであって、非常にやっぱりこれ大変ではないのかなというふうに思うんですよ。

ですから、新年度に当たっては、やっぱりきちんとその辺のさまざまな意見を聞きながら、そして学校の要望に沿った配置を考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、公務補の今年度行いました集中管理の件についてのお話だというふうに思います。

確かに1年間やる中で、例えば集中管理ではない時期の取り扱い、これについても校長会等からの要望ももらっております。ただ、基本的には、公務補の仕事は一体何だと

いうあたりは、従前ただ、申しわけないんですけれども、漫然と配置していた時代から見ると、一つ整理がついたのではないかなというふうに思っているところなんです。

というのは、もともとそれこそ石炭ストーブの時代、あるいは木造建築の学校の時代の修繕営繕、そして石炭入れ、火入れというふうな時代がずっと長く続いていた。その中で時代が変わり、スイッチ一つでストーブがつけられるような状況の中で、公務補さんの仕事というのとは一体どういうところにあるのだろうかというあたりを、今回いろいろと学校の方とも協議してまいりました。その中で、できるものであれば、集中的に行った方が効果的ではないのかと。そしてもう一つには、すべての学校に1人ずつ配置するというのが財政的に難しくなる中で、効率的な運用をしたいというのが今回の部分でした。

それで、実際にやってみて、確かに一部必ず集めなければならないという部分は、いかがなものか。その時期によっては学校に直接行くというのも、いろいろな工程的な問題も含めて検討する中で、来年度、直していきたいというふうに思っております。

ですから、決して私たちは集中管理を始めたから、引っ込みがつかないというようなことではありません。ぐあいの悪い点については戻していきたい。

ただ、一つ言えることは、少ない人数をこれから多くすることはできないんだという中で、そして実際、最終的には何人ぐらいの体制で公務補が学校全体を見ていけるかというあたりも、もう少し精査する中で示していきたいというふうに思っております。

ただ、できれば学校の方も、先ほど言ったようにはっきりしないという中でも、公務補がいてほしいという、いることによるただの安心感みたいなことではなしに、実際にこういう業務があるから、こういう形で張りついてほしいというふうな整理も、一つには学校にも必要なのではないかなという、お互いに、申しわけないけれども、先生たちも自分たちができることについては、自分たちでやっていただきたいという気持ちも、今のこの厳しい財政事情の中では、私たちも持っているところでありまして、それ含めて学校側と来年度に向けては協議してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

- 谷口委員 今、教育長から説明されたんですが、私もそうだと思うんですよ。ですけれども、今、学校を見ていて、教育長なんかはいつもあちらの方まで行かれるわけですが、厚岸小学校なんかは電気が何時までついていると思います。そういう先生方に手伝ってもらおうというのは、非常に大変な面もたくさんあるのではないのかなというふうに思うんですよ。日中暇で遊んでいて、夜だけ電気つけているのではないと思うんですよ。ですから、そういう学校公務補さんが必要になってきているのではないのかなというふうに思うんですよ。どこの学校を見ても、普通日に6時前に電気が消えている学校なんかないですよ、どこ行っても、走って歩いたら。そのぐらい先生方が、残業ではないけれども、残業させられているわけでしょう。先生方には残業代ないんですよ。それも8時も9時も、ひどいときは10時になっても電気ついているときがあるんです。教員は一銭の残業代もないんですよ。

ところが、公務補さんの仕事は、すごくある意味でまた軽んじられているのではない

のかなというふうに思うんですよ。その辺を、仕事をはっきりさせていないところに、また何かどうにでもなるのではないかなという考えがまたわいてきて、そうしたら、ちょっとちょせばこうなるのではないか、ああなるのではないかということなんですけれども、やはりその学校でやってきた仕事が、どこからどこまでなのかをきちんとするというのは、今、教育長が言われたとおりでと思うんですよ。私もそう思います。ですけども、やはり周りの人たちが見ていて、今いろいろ私のところに言ってくるのは、町の人ですよ、このことについて言うのは、学校関係者より。

そういうことを考えると、やはりその仕事をきちんとわかってもらう、学校にもわかってもらわなければならない、働いている人にもわかってもらわなければならない。そういうことでないと、また今度、仕事をどんどんどこかにまたしわ寄せしていけば、そうでなくても、今いろいろな問題、社会的にも問題になっているわけでしょう、過労死の問題だとか。先生方のそういうところに押し込んでいくことになるのではないですか、そういう考えを持つと。先生方の残業だとかそういうものを減らすのが、ある意味では教育委員会の仕事ではないですか。その一方で仕事を押しつけるなんて、とんでもない話だと私は思うんですよ。もう一度答えてください。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先生たちがそれぞれの学校の中で残って授業研究等々をされていることについては、承知いたしております。ただ、今回、北海道の調査等でもございますけれども、圧倒的な数の先生たちが残って残業しているわけではありません。ある意味で言うと、そのうちの一部の先生が長時間残っている。ただ、この点につきましては、全く今回の話とは話がずれますけれども、できるだけ残業はするなというスタンスでありますし、それは授業研究等々、次の日の教材研究等についても、やはり効率的なやり方が必要ではないか。逆に言うと残業がつかないからといって、いつまでも残っているという体制をとることは、本人の健康にも差し支えるというあたりを、これは教職員組合等々とも話し合いを持つ中で、共通の理解に立てるところだというふうに考えているところです。

ただ、僕が先ほど言ったのは、仕事を押しつけるどうこうということ以前に、一つにはやはり自分の職場の管理というものは、例えば生徒を教えること以外は自分たちは一切関係ないんだというふうな考え方は、僕は違うと思うんですよ。やはり子供たちに便所掃除をさせる以上は、自分たちも使う便所を掃除するというふうなあたりもあっていいのではないのかと。例えば、よくありました、町の中でも、銀行あたりはいち早く自分のところの玄関前だけでも掃除をする、それは大変気持ちのいいことだなというふうな意識で、一般的には僕も見てきました。そういうふうな気持ちがあって、例えば前を草むしりをしてみようとかというふうな部分という、そういうふうな意識も必要なのではないかなというふうなことが一つにはあります。

ただ、そうはいっても、今の状況の中で、公務補さんの仕事については、我々ももちろん理解するところですし、先ほど言ったように今年以上に張りつけ部分で、2校を1つにして担当する等々の部分も、校長会の方からの提案もございますので、張りつけ部

分が今年度少なかったという部分については、こちらの方も来年度配慮していきたいというふうに考えているところです。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●谷口委員 話がそれてしまつては、やっぱり困るんですけども、私は何も、自分たちの職場のことをやっぱり知らないと、先生方だって困るわけですね。どこに物があるか、どこに何があるか、今、学校がどんなぐあいになっているか、そういうことをやっぱりわかるのは当然だし、自分たちもそういうことに携わるのは当然だと思うんですよ。

ですけども、それはそれなんです。それで当然だと思うんですよ。掃除のことも含めて、自分たちの周りをきれいにすること。

ただ、やっぱり公務補さんたちが、本当にその学校その学校で、いて助かるよなという状態になっていかないと困るわけでしょう。ところが、何やっているんだかと言われるのでは、やっぱり困ると思うんですよ。それを改善してほしいということですよ、私が言っているのは。それだけなんです。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 言葉足らずで申しわけありません。今年度、週に1回、あるいは2回という形で、決まった形で公務補を配置しますというふうな体制をとりました。しかし、ローテーションを比較的、何カ月という単位で短くとしたというのもあって、1校に対する責任感に欠けたのではないかというふうなあたりを学校からも指摘された部分があります。この部分については、私どもももっと長いスパンで、いわゆる1人の公務補さんが1校、あるいは2校の学校を担当して、自分の責任というか、の中でその学校を見ていくというふうなことも、一つには大切なことだというふうな認識を持って、来年度の計画の中では、その部分も配慮したいというふうに考えております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

この目でほかにありますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ、この目を終わらせて、休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩します。再開は3時30分。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

127ページの教育振興費から進めてまいります。

3 目教育振興費。

3 項中学校費、1 目学校運営費。2 目学校管理費。3 目教育振興費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。2 目生涯学習推進費。

3 目公民館運営費。4 目文化財保護費。5 目博物館運営費。6 目情報館運営費。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。2 目社会体育費。3 目温水プール運営費。4 目学校給食費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 10款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費、4 目町営住宅災害復旧費。

11款公債費、1 項公債費、1 目元金。2 目利子。

12款給与費、1 項給与費、1 目給与費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。

次に、1 ページにお戻りください。

第 2 条、繰越明許費の補正、6 ページ、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第 3 条、債務負担行為の補正であります。7 ページです。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第 4 条、地方債の補正であります。9 ページから、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開きください。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

3番。

- 南谷委員 1款国民健康保険税、1項国民健康保険税。この1目の3,905万2,000円のこのたびの補正、なぜこのようにこの時点で差額が発生しているのか、この要因について、まずもってお尋ねいたします。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

質問者ご承知のとおり、この減額補正前の額につきましては、昨年5月の段階で臨時会におきまして、繰上充用のためのいわゆる財源として補正を組まさせていただいたところがございます。その後、今回まで保険税につきましては、総体的には補正を一度も行っておりません。

まずは、5月段階での計上の仕方でございますが、まだ5月段階では、いわゆる国保に加入する方々の所得については確定しておりません。その段階における税の調定を見込んだわけでございますけれども、その見込み段階におきましては、既に確定申告が終了し、そのある程度の所得を捕捉した段階で、その所得による国保加入者にかかわる税率をもって調定を決定させていただいたものでございます。

そして、このたびこのような減額になったということは、その5月段階における所得の捕捉も、国保加入者の所得が確定したものをもって調定としていただいております。そしてその調定額そのものをもって、このいわゆる予算額とさせていただいているとこ

ろでございます。いわゆる収納率を100%ということで、このたび補正計上させていただいているところでございますが、5月段階と現在の乖離につきましては、先ほど申し上げたとおり、5月の段階では所得の捕捉が完全にまず行われていなかったこと、それから現在におきましては、その所得が確定したことによる3,000万円以上の乖離が生じたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●南谷委員 ご丁寧な説明をいただいたわけでございますけれども、5月の段階で繰上充用の関係もあって、その段階では計画段階だから、概算ではあるけれども、ある程度の多目の数字と。それで今回、この時点で3月末ですから、100%の確定数字、結果として3,900万円の減額をした数字でなければ、そこでこの時点で修正をすると、こういう理解でよろしいですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご質問者おっしゃるとおりでございます。本来であれば、確定した段階で所要の補正をするべきところでございますが、繰上充用、既にご承知のとおり1億5,188万円してございます。その財源の調整のために、税の調整をするということは、他に財源を求めなければ、いわゆる歳入歳出予算の調整が成り立ちません。

したがいまして、このたび債権のいわゆる調定が確定したということに伴いまして、税として計上させていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 続けます。

2目退職被保険者等国民健康保険税。

2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金。3目高額医療費共同事業負担金。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金。

2項道補助金、2目財政調整交付金。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

3 番。

●南谷委員 8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の8,000万円についてお尋ねするんですが、委員長、国保会計にかかわることなので、若干広がりますけれども、お許しを賜りたいと存じます。よろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） はい。

●南谷委員 先ほども繰上充用の関係につきまして、若干お尋ねをさせていただいたんですけれども、このたび一般会計からの繰り入れが8,000万円、大変大きな数字を今回繰り入れするわけでございます。過去を見ましても、余りこういうケースはないんですよね。一般会計から何でこのときに8,000万円繰り入れるんだろうと、非常に疑念に思ったわけでございます。

そこで、お尋ねをさせていただくんですが、平成16年度の国保会計、収入合計が15億1,300万円ほどございました。この補正の説明のときに財務課長の方から、平成17年度も繰上充用の予定があるよというようなご説明がございました。そこでお尋ねをさせていただくんですけれども、たしか私の記憶では、平成16年度の決算で繰上充用は1億5,100万円でしたか、したはずなんですよ。前年度分がそのうち5,900万円ぐらい入っているから、実際には平成16年度の決算時点では、前の年の約6,000万円近いものが含まれるので、9,000万円ぐらいの財源不足を来したと。一般会計から平成16年度の決算では、1億5,500万円ぐらい一般会計から繰り入れをしていますよね、平成16年度の決算は。平成16年度の決算で、一般会計から国保会計に投入したお金が1億5,500万円ですよ。さらに足りなくて、実際には9,000万円ぐらいの繰上充用をしたと、実質ですよ。そういう理解をしておったんですよ。

それで、この前、課長の方から17年度の国保会計の見込み、この数字を説明していただきました。それで繰上充用があるかもしれないという話をさせていただいたんですけれども、今ここで一般会計から8,000万円繰り入れするわけですよ。それでもなおかつ年度末で決算の時点で若干のものが含まれるよと。

ということは、昨年度、17年度に繰り越してきた1億5,100万円の繰上充用というものは、そのまま今年度1億5,100万円やっても、ツウツウですよ。17年度の実際の会計というのは変わらないと。この辺の仕組みが、なかなか私の頭では理解しにくいものがあるんです、正直なところ。私なりに推測はあるんですけれども、平成17年度の会計というのが実際にどんなふうになるんだろうと。非常に町民の皆さんも興味を持っておると思います。と申しますのも、16年度、17年度と国保会計の保険税、国保税を値上げをしてまいりました。実際のところ国保会計というのは、療養諸費、これらの保険の給付関係が非常に上がってきている。反対に支出科目がふえている関係上、どうなっているんだろうと。この相対関係を16年度と17年度と比較して、簡潔に述べていただきたいんですけれども、繰上充用も絡むものですから、この辺、明快にご答弁をいただきたいと

思います。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 17年度決算見込みのお話でございますが、まず最初に補正予算説明の段階で税財政課長の方からは、国民健康保険税については、現年度分、滞繰分それぞれ調定額の100%を最終予算という形で見させていただきましたという説明をさせていただきました。

それで、今回補正をお願いしております歳出につきましては、年度末の支出予定額を100%計上しておりますが、したがいまして、税財政課長の説明の中でも申し上げましたが、最終的に17年度決算の段階で税収が100%入るわけがないということになってまいりました。その決算の段階では、今の時点では現年度分が91%という収納率、それから滞納繰越分については、10%という見込みを立てまして、17年度の最終的な決算はどうなるんだろうという推計を私どもの方でしております。

それで、今回お願いしております8,000万円の一般会計の繰り入れがないと想定した場合の累積赤字であります。先ほど申し上げた現年、滞繰それぞれ収納率を掛けますと、1億6,300万円程度、税収が下がります。この額が最終的には今回まだ予備費100万円持っておりますから、その分が最終的に消えたとしても、2億4,000万円程度の累積赤字が出るという推計をさせていただきました。

そこで、この2億4,000万円そのものを決算の段階で翌年度、予算を使わせていただいて繰上充用するとなりますと、18年度国保事業の運営そのものが年度途中で財源不足になるということを想定いたしまして、その意味で16年度決算時点の、先ほど委員おっしゃられたように1億5,188万円の水準まで想定される繰上充用をお願いする額を、このレベルまで持っていこうという判断の中で、今回8,000万円を新たに税収不足分として繰り入れをさせていただくという補正をお願いしたわけであります。

それで、委員おっしゃられますように、2年間にわたって税率の改定をお願いし、被保険者の方々から負担もふやしていただきましたが、残念ながら歳出において保険給付費の伸びが、15年当時推計しましたものよりも大きくふえているという状況の中で、16年度におきましても、実質的には前年度の繰上充用を差し引いた約9,000万円、それから今年度につきましても、最終的には1億6,200万円程度の繰上充用を見込んでおりますので、昨年の1億5,100万円を差し引いても、ここの差額の1,000万円と今回新たに8,000万円を繰り入れをしていただきたいという額、約9,000万円、2カ年にわたって収入が足りないという決算の中身になっている分につきましては、委員のお見込みの内容ということでございます。決算見込みは、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●南谷委員 私が前から聞いていて、勉強させていただいている数字と大体合っていると、こういう認識をさせていただいたんですけれども、単純に言えば、16年度は一般会計か

ら1億5,500万円、17年度も1億5,500万円ぐらい出したとすれば、最終的には一般会計から同じ数字を出せば、1億5,500万円出したとすれば、まだ国保会計そのものは9,000万円ずつ実質足りないと。大体2億4,000万円ぐらい国保会計で、町民の皆さんからもらった保険税と国から来たお金で足りないお金が、およそ2億4,000万円ぐらいずつ毎年足りないよと、こういう現象に16、17と来たと、こういう理解でよろしいですね。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 毎年2億4,000万円ではなくて、15年度の繰上充用ですね、約5,900万円、約の数字で申しわけありませんが、それから16年度の繰上充用1億5,100万円、ここの差額が約9,000万円ぐらい、それから17年度の見込みでいきますと、8,000万円を新たに繰り入れをさせていただいて、決算時期の繰上充用の見込みが1億6,200万円程度ということですので、単年度で申し上げますと約1,000万円の不足ということになります。それで今回8,000万円つぎ込んでいただきますので、これと合わせて9,000万円。ですから、2カ年合わせて毎年9,000万円程度の不足という、1回目にご質問いただいた内容の理解でよろしいと思います。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●南谷委員 いやいや、理解しました。いや、僕の言っているのは、こういうことなんですよ。単純に16年度1億5,000万円、一般会計から突っ込みました。同じ17年度に1億5,000万円突っ込んだ場合に、一般会計の1億5,000万円以外に足りない分の財源は何ぼ足りないんだよという部分では、9,000万円ですよ。一般会計から繰り入れした以外のお金は実際に9,000万円足りないのに、この17年度決算では、今この補正で8,000万円突っ込んで、もう1,000万円は出ますよと、こういう理解でいいですね。

そこでお尋ねするんですけれども、実際に今言うように一般会計から、今年は決算じりで17年度の見込みで言えば、今言うように2億3,000万円ですか、こういう数字になっていて、繰り入れて、決算じりでは1,000万円ぐらいの繰上充用の数字が膨らむと、こういう処理をするんですけれども、この数字の流れをつかまえて私が感じるのは、町民の多くの皆さんが国保税、介護保険税、非常に、以前にも申したんですけれども、負担という部分ですか、現役で働いている皆さんもそうなんですけれども、特に厚岸町の場合は漁業者の皆さんが多いですよ。家族構成も多いし、そうすると生産高が伸びない中で、この国保税の占めるウエートというものが、この一、二年非常に高くなってきている。ということで、町としてどうしていったらいいんだろうという部分では、なかなか国の制度の関係もあって、町に厳しい状況もあるので、簡単には繰り入れもできない。

そこで、お尋ねをさせていただくんですけれども、町としてこの2カ年値上げをして、将来の見通しを立ててまいりました。しかしながら、残念ながらそれに追いつかない療養諸費、保険の給付関係がふえてしまっているのが実態でございます。この辺をどのようにとらえて、今後どう対応していくのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 税率改定につきましては、15年度に収納率を見込んだ実質確保できる財源として1億2,700万円程度の税収がふえれば、1年、2年後には健全な運営が見込めるという推計をさせていただいて、税率改定をお願いをし、結果的に急激な負担増ということへの配慮から、2カ年に分けて上げさせていただいたという経過がございます。

問題は、委員おっしゃられますように、当時見込みました医療費の推計そのものが、甘いと言われれば、まさしくそのとおりでございまして、私どももその部分については、大変申しわけないといえますか、甘さがあったなというふうに思いますが、大きく伸びております要因としまして、14年の10月から国民健康保険の被保険者に抱えることになりました制度上の前期高齢者の方、それまでは老人保健の対象者でございましたが、75歳までは国民健康保険が医療費を賄うということになりまして、経過措置として、毎年1歳ずつ対象年齢を引き上げると、こういう制度になりました。

それで、19年の9月で5年目を迎えるわけでありまして、まだ対象者がふえている途中経過にあります。そういう意味で、当時、前期高齢者と言われる方々の医療費分も見込んだつもりでございましたが、見込み以上に大きく医療費の負担がかかってきたということでありまして、その分が16年決算、それから17年決算見込みにおきましても、大きな繰上充用を見込まざるを得ないということについては、その辺の事情をご理解いただければというふうに思います。

それで、今後どうするのというお話でございますが、委員おっしゃられますように、15年当時から一般会計の繰り入れそのものも、一般会計の財政事情ということがありまして、従来のように不足分をそのまま繰り入れをするという、そういう財政事情にはない。したがって、できるだけ国保会計独自で健全運営ができるようにという基本的なスタンスの中で、繰り入れのルールについても法定、いわゆる国から来る分、道から来る分、それからそれに伴います町の負担分も含めて、法定繰入分プラス現年度保険税の滞納分、この程度の繰り入れで運営ができないかという基本スタンスでやってきたわけでありまして、2年間かけて税の負担もお願いをし、運営の推移を見てきたわけでありまして、

それで、17年度には介護保険分の引き上げもお願いをしまして、その分が別途負担増になっているという事情もありますが、今後の中で、では制度のルール上、半分は国と道が負担をするので、残りの半分は加入者が税として負担をするという基本的スタンスは変わらないつもりでおりますが、今、委員おっしゃられますように、経済事情も含めて税を上げたことによって、収納率そのものも下がってきているという実態がございます。その中で、では不足する財源を保険税率等の改定にそのまま持っていけるかどうかという分につきましては、私どもも今の段階では18年度も引き続きということにはならないという判断の中で、税率改定を予定しておりませんが、ただ事業の運営そのものは、事業をなくすわけにいかないと。それで今回は8,000万円追加で一般会計からお願いしましたが、これもできなくなったときにどうするんだという問題が最終的に残ってまいります。そういう意味で、これ以上税を上げないよということでは事業が成り立っていかないという一方の苦しさもあります。そういう意味で、今後、国保事業の運営につきま

しては、さらに20年度までの医療制度の改正における影響等も、診療報酬を下げる、では実際に厚岸町の国保会計から出ていくお金が下がるのかどうかといった推移も見させていただきながら、さらに慎重な検討をさせていただいて、場合によっては、さらに加入者の皆さんの負担をお願いしなければいけない場面も出てくるかもしれませんが、さらに財政担当の方とも研究をさせていただきながら、健全運営といいますか、国保事業がなくならないために、私どももさらに検討をしていきたいというふうに思いますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

●委員長（音喜多委員） 3番。

- 南谷委員 国との絡みもあって、厚岸町だけではどうにもならない部分があって、課長も非常に苦しい答弁をなさっておると思うんですけども、私はこのたび、課長も言われておりましたように、8,000万円を一般会計から繰り入れをしていただいた、このことはやっぱり意義あることではないのかなというふうに私は考えます。結果として昨年よりも1,000万円多い1億6,200万円の繰上充用で済むということは、やはり国保会計が累積でどんどん膨らんでいくのではなくて、年度末でこの8,000万円を一般会計から繰り入れをすることで、将来の国保会計に負担を残さないでやっていただけるということは、大変厳しい財政の中ではあるけれども、このような処置をしたということについては、やはりやむを得ない処置なのかなというふうに理解をさせていただきました。

今後、やはり町民の皆さん、私もそうなんですけれども、負担増というものに非常に違和感というんですか、もうこれよりはという思いでいるのも、町民の滲出した声というのは、切実なものがあると私は感じますし、どうか、なかなか厳しい財政状況でしようけれども、今後もこの会計なくしてはやっていけないでしょうし、しっかりと状況状況で対応していただきたいと存じます。なかなか特効薬もないので、質問する私としても、こうしたらいいのではないかという考えがあればいいんですけれども、ないんですよ、正直なところ。でも、これだけは知っていただきたいんですよ。町民の皆さん、これよりの多くの負担はもう耐えられないと、そんな思いで頑張っておられるので、その辺十分踏まえて、ひとつ対応していついていただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 提言いただきました部分は、私も気持ちとしては同じでありまして、町民の皆さんの負担をお願いしないで運営ができれば、こんないいことはないのであります。

ただ、平成18年度の国保税の関係で申し上げますと、改正がございまして、介護保険分の限度額、現在、年間の限度額8万円ありますが、これが9万円に改定をされることになっております。そういう意味で別途改正条例のご審議をお願いをするということになると思います。そうした若干の負担増という問題が新たに出てまいります、基本的には国保事業そのものをやめるというわけにいかないわけですから、今後の一般会計からの支援分も含めて、適切な対応ということには、なかなか言葉として言えな

いのでありますけれども、国保事業の運営に当たっては、できるだけ加入者の皆さんの負担がふえないようにという視点はきちっと持ちながら、その中で毎年毎年きちっとした見方を分析をしながらやらざるを得ないという一方の事情もございますので、これは議会の方ともいろいろ情報公開をさせていただきながら、対応してまいりたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんね。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金。3目一般被保険者返納金。4目退職被保険者等返納金。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、これで歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

5 項特別対策事業費、1 目特別対策事業費。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。

1 番。

●室崎委員 すみません、1 項全般にかかわる問題にもなりますので、ちょっとその点はお許しをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） はい、手短にお願いします。

●室崎委員 すみません。

今、歳入のところで、3 番、南谷委員からも、国保の財政が非常に厳しいという状況の中で、いろいろとお話がありました。

それで、過日いろいろな報道を見ていますと、そういう中で非常に国保の会計の改善を図ってきている町があるということで、大きく取り上げられていました。北海道の瀬棚町というところですがね。そしてそれが何か今、体制がちょっと崩れていくのではな

いかというようなことで危惧をしている話も、また聞いていました。議会でも総務委員会でしたか、わざわざあの遠いところまで行って、いろいろと視察をしてきているという話も聞いています。

それで、人の町のことでですから、ごく簡単に結構なんですけど、どういうことを行って国保の会計の健全化に寄与してきたのか。それで厚岸町としても、どんなことをやっているのか。そこでやっていること以外で厚岸町はこんなことをやっているし、そこがやっていることで、まだ厚岸町はこんなことはやっていないということがあると思いますけど、ごく簡単にでいいですから、お聞かせをいただきたいんです。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 今、瀬棚町のお話をされましたが、十分認識していない部分もあると思いますが、瀬棚町の場合、町の診療所のお医者さんが、地域総合医療という視点の中で、保健師さんでありますとかの保健事業を町の中でどう進めていくのかという視点の中で、いろいろな取り組みがされているというふうに聞いております。

それで、私ども今回、北海道の財政調整交付金の事情の中で、国保会計でインフルエンザの予防接種の予算を一般会計から組み替えをするということもさせていただきましたが、瀬棚町の場合、高齢者のインフルエンザの予防接種も早くから取り組まれていると。その視点は、予防接種にかかる費用を考えると、罹患されて病院にかかることを考えると、非常に費用対効果として、保健に先駆けて事業費を使うという手法がとられたようでありまして、私どももそういった情報については、さすがだなというふうに受けとめております。

それで、この間の新聞報道も読ませていただきましたが、市町村合併によって、なかなか瀬棚町独自のカラーが継続できないという視点での報道でありました。私どもも医療・保健の連携ということでは、18年度から本格的に町立病院を中核として、あみかのスタッフ、それから私どもの事業会計の連携等々含めて、健康づくりにいかに力を入れていくのかというところの事業展開が必要だという認識でおります。

具体的に今の時点では、国保事業として基本健診なるものの事業展開ができ切れておりません。予算に盛っておりますのは、悪性腫瘍等のがん検診で早期発見、早期治療をしようではないかという事業メニューは持っておりますが、基本健診と申し上げますか、総合健診と申し上げますか、例えば40歳以上の方々を5歳刻みで60歳ぐらいまで毎年データを蓄積をしていくといったような、いわゆる生活習慣病をいかに減らしていくのかといった視点の事業展開を、ぜひしていきたいということで、去年からも議論をさせていただいてきておりまして、その辺は中心的にはあみかのスタッフの皆さんのパワーによるものだと。それから町立病院の新しい体制の中での連携というもののの中でつくられていければという思いで、私どもは国保の立場で考えているところであります。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 先ほど3番、南谷委員さんがいみじくもおっしゃいましたが、国保会計の改

善のための即効性のある特効薬というのはいないんですよ。それは国がどんと当初のとおり出してくれれば、これは随分と違うでしょうけれども、そんなことは望むべくもない。どんどん手を引いていく。あの分もそっちで、この分もそっちでと。その分がどんどんと降り積もってきているというのが、国保会計の歴史ですよ。

それで、そういう中で改善をしてきた町があるということは、今すぐこれからどうなっていくかというような話は、ちょっとこっちへ置いて、やはり相当きちっと情報収集して分析する必要があるのではないかというふうに思うんですよ。新聞あたりでこんなふうに聞いているという程度のもではなくて、どういういろいろなことをやってきたのか。インフルエンザの予防だけではなくて、保健というのは予防の話でしょうけれども、いろいろなものをやっていますよね。それらが1年や2年ですぐ効果が出たのではないとは思いますが、じわじわと効果が出て、そして個人で言うと医療費ですね、それから国保で言うと療養諸費になるんでしょうか、そういうものが少なくなってきたということです。国保の仕組みから言って、だれもお医者さんにかからなかったら、国保会計は大黒字になるわけですから、そういう意味でみんなが健康で、お医者さんにかかる率が少なくなってくると、国保会計の赤字が減るという言い方の方が適切だと思いますけれども、会計が健全化してくると。それを実現していた町だというふうに評価されているようです。ですから、それをまず十分にとっていただきたい。

それから、今、国保の事業としてこういうものをというふうに課長おっしゃっていましたが、それだけではなく、厚岸町として国保会計の健全化に役に立つ事業というのは、あみかとか病院とかいう名前も出ていましたけれども、それぞれのところで行っているいろいろな事業が全部役に立つわけですよ、国保という目から見れば。だから、それを全部拾い上げてほしいんです。そして、そういう一つのモデルになっている町と対比してみて、厚岸町はこの部分はまだ進んでいるというのも当然あると思いますし、このところは、そちらと比べるとまだこっちは穴だなとか、それからこんなこともやりたいなとかいうようなものが出てくると思います。それを大至急分析して、そして町全体でそういう体制をつくっていくというのが、一見遠回りですけども、今、厚岸町でできる国保会計の健全化の一番の近道だと思うんですよ。いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 助役。

●助役（大沼助役） これまで再三、国保財政の健全化について、どういう対策を講じてきたのか、あるいはどういう考え方があるのかということで、ご指摘をいただいたり、ご指導をいただいたりしてまいっております。その都度、担当課長からも答弁をさせていただいておりますが、もう過去に国保の保険者で疾病傾向というものを調査してございます。特に厚岸町は循環器系の疾病者が多い。それが結局何に由来するかというと、食塩のとりすぎによる高血圧から来ているというようなことなどがわかってまいっております。

それで、今、担当課長の方は、生活習慣病という言葉を使って説明をいたしましたけれども、そういうことに対応する、例えば食生活の改善であるとか、運動療法であるとかということを、これは町民の皆さんに知っていただかなければならないという認識で

は、あみかの方には健康づくり係という、まさにそれに対応しなければならない係をつくっているわけですが、例えば地域に出る、あるいは事業所を訪問して、そういうお話をさせていただくという機会が、これまで非常に少なかった。あるいはそういうことをやりますよということをご案内を申し上げても、高齢者の方は非常に参加をしていただけるんですが、中高年というんですか、働き盛りの人方はなかなか参画をしていただけないという状況で、やはりその時期ですとか、あるいは場所ですとか時間帯ですとかということをしちっと考えて、もう少し踏み込んで、そういう町民の健康づくり対策というものを進めていかなければならないだろうということ、これまでそういう反省をしております。

では、その反省に立って、次にどういう行動を起こしていくのかということが、これから非常に重要になってくると思われます。これまでそういう考え方に立ちまして、病院のお医者さんと、それから地域に出るべく保健師との勉強会等をしておりまして、年齢別の特性でありますとか、地域別、特に酪農地帯と、それから漁業者関係の方々の疾病傾向等を保健師の方からお医者さんに伝えて、どういう健康づくりの対策が必要かと、あるいはどういう手法で地域に出るかというようなことを、今準備を進めてもらっている最中であります。そういうことが浸透していくことによって、町民の方々の意識が少しずつ変わっていったいただける、あるいは行動そのものも変わっていったいただけるというような体制をつくることによりまして、結局は病院の会計の方では多分苦しいでしょうけれども、反面、国保のそういう給付というものが、長い目で見れば少なくなっていくだろうという総体的なことを考えて、町民の健康づくり対策というものをきちっと構築していかなければならないだろうと。ひいてはそのことが、この国保会計の健全化につながっていくものだろうというふうに考えております。

それで、そういうことを実践している自治体もありますので、そういうモデルになっているものも検証しながら、まだしっかりとした個々具体的な作業には至っておりませんけれども、そういうことも勉強させていただきながら、町民の健康づくり対策というものを充実させていきたいと、そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） 1 番。

●室崎委員 今、私が聞いて、助役さんが答えたような話は、この1年間、何回も言っているんですね。そして抽象的な話で終始しているんです、お互いに。私自身も勉強が足りないの、それ以上突っ込めないというところがありますけれどもね。

それで、もうそろそろそういう抽象的な話ではなくて、この施策をこういうふうにするんだと、それでこういう体制をつくるんだという話が議会で出てくる時期ではないかと思うんです。

それから、これは17年の町政執行方針ですが、そこでもって「「みんなすこやか厚岸21」に基づいた保健・医療・福祉の連携による事業展開を図り、町民の健康づくりを進めてまいります」と町長はおっしゃっている。ただ、国保の会計という点から見れば、まだまだこの1年間では全然効果が出ていないということになりますよね。もちろん三月や半年でもって効果の出るものではありませんから。

ただ、今の話を聞いていると、まだまだ具体的展開においては非常に、少なくとも国保にそういうものの効果があらわれてくるような具体的展開という意味では、非常に弱いなという気がいたしますので、まずどのような施策をこのように始めて、次のこういうことを打ってというような具体的な展開が1つ。それからそのための体制ですね、それをきちんとすることが1つ。これはまた新年度予算でもお聞きしたいと思いますので、そのあたりを具体的に、もう少し詰めたお話をこの後やっていただきたいと思いますのですが、よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 助役。

●助役（大沼助役） 大変、体制整備費の問題等がありまして、具体的な対策というのがほとんどなすことができない状況になってきております。病院の方でも新しい体制が構築できるということになりましたけれども、一方では健康づくり係の方の体制が、今、希望退職等がありましたし、それから人事異動もしなければならない状況になってしまって、これからやっていかなければならないという対策を、執行できるような体制が、まだ整っておらない状況であります。そのことに関しましては、現在、職員を募集して、新たな年度からそういう具体的な展開ができるような体制をとりたいというふうに考えております。そういう体制とともに、新たな病院の執行体制もできるということで、その具体的な作業に当たるべく、これは新しく着任される先生にも、そのことは事前にもうお伝えをしております。そういう病院だけではなくて、地域にも出て、健康づくりに対する先生なりの考え方をお知らせしたい、それから保健師とも連携をとって、健康づくり対策を進めていきたいというお考えを表明していただいておりますので、そういう体制をきちっと整えて、この健康づくり対策というものを具体的に取り進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） それでは、進みます。

2目退職被保険者等療養給付費。3目一般被保険者療養費。4目退職被保険者等療養費。5目審査支払手数料。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金。3目償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第50号 平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、3ページをお開き願います。事項別明細書でございます。
4ページ、歳入から進めます。
1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料。
5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。
歳出に入ります。6ページ。
1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
2款水道費、1項水道事業費、1目水道事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第51号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

6ページ、歳出に入ります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第52号 平成17年度厚岸町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、5ページから、事項別明細書をお開き願います。

6ページ、歳入から進めてまいります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

7款町債、1項町債、1目下水道債。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

8ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業、1項下水道管理費、1目一般管理費。2目管渠管理費、3目処理場管理費。4目復旧促進費。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、第2条、債務負担行為ですが、3ページ、お開き願います。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に第3条、地方債の補正、4ページです。ございませんか

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 総体的にご覧いませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第53号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページの事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金。

4款道支出金、2項道補助金、2目介護給付費補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金。

8款諸収入、2項雑入、3目雑入。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2項徴収費、1目賦課徴収費。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費。2目認定調査等費。

5項計画策定委員会費、1目計画策定委員会費。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費。2目施策介護サービス給付費。3目居宅介護福祉用具購入費。4目居宅介護住宅改修費。5目居宅介護サービス計画費。6目審査支払手数料。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第54号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入。2目施設介護サービス費収入。

3項自己負担金収入、1目自己負担金収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 7款寄附金、1項寄附金、1目サービス事業費寄附金。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

9款諸収入、1項雑入、1目雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。

次に、6ページ、歳出から進めます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費。3目訪問入浴介護サービス事業費。4目短期入所生活介護サービス事業費。5目デイサービス身体障害者居宅支援事業費。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 次に、議案第55号 平成17年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

1 ページ、第2条、業務の予定量の補正でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、次に第3条、収益的収入及び支出、5 ページをお開き願います。

収益的収入から款、項、目と進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、2 目受託工事収益。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2 項営業外収益、2 目受取利息及び配当金。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。2 目配水及び給水費。4 目総掛かり費。

2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、1 ページにお戻りいただきまして、第4条、資本的収入及び支出、6 ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 4 項他会計補助金、1 目他会計補助金。

6 項補償金、1 目補償金。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。1 目建設改良費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 3 目メーター設備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、2 ページにお戻り願います。

第 5 条、企業債の補正でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、次に第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第 7 条、他会計からの補助金の補正。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、4 ページは資金計画でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第56号 平成17年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出、11ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。2 目外来収益。3 目その他医業収益。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 2 項医業外収益、2 目患者外給食収益。3 目その他医業外収益。4 目他会計補助金。5 目雑収益。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出から進めます。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。2 目材料費。3 目経費。4 目減価償却費。5 目資産減耗費。6 目研究研修費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。2 目医療技術員確保対策費。3 目雑損費。

3 項予備費、1 目予備費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に2ページにお戻り願います。

第4条の資本的収入及び支出、17ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。2 目国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、3 ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、6 条、他会計からの補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 6 ページは資金計画でございます。

7 ページから10ページまでは給与費明細書でございます。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時53分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年3月14日

平成17年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長